

令和8年第1回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和8年3月9日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 13番 上田 秀人 君（P21～P40）

No. 2 2番 須藤 正樹 君（P41～P45）

No. 3 11番 鈴木 勝久 君（P46～P66）

No. 4 12番 藤田 節夫 君（P67～P79）

追加日程第1 議案第42号 令和7年度西郷村一般会計補正予算（第10号）

・出席議員（15名）

1番 欠 員                    2番 須藤正樹君                    3番 山崎 昇君  
4番 鈴木昭司君                5番 大竹憂子君                6番 鈴木 修君  
7番 君島栄一君                8番 鈴木武男君                9番 河西美次君  
10番 真船正康君               11番 鈴木勝久君               12番 藤田節夫君  
13番 上田秀人君               14番 大石雪雄君               15番 矢吹利夫君  
16番 真船正晃君

・欠 員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	入来真由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	木村三義君
税 務 課 長	須藤隆士君	住民生活課長	仁平隆太君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	田島貴志君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 課 長 補 佐	坂上雅敏君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須賢博君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参 事 兼 議 会 事 務 局 長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正晃君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員について変更がありますので、ご報告をいたします。

本日、建設課長が葬儀のため欠席し、代理者として坂上雅敏課長補佐が出席いたしておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、13番上田秀人君の一般質問を許します。13番上田秀人君。

◇13番 上田秀人君

1. 子育て支援と高齢者福祉について
2. 防災行政について
3. 温泉掘削事業について

○13番（上田秀人君） 13番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の1点目といたしまして、子育て支援と高齢者福祉についてということでございます。

まず、子育て支援制度、子ども医療費の無料化についても含めますけれども、現在、村がいろいろ実施しているのはもう十分に理解をしているところでございます。この西郷村において、現在、様々な子育て支援を行っているということは理解しておりますけれども、そこで伺いますけれども、まず、こども家庭庁から制度実施を求められているものがあるかと思えます。いわゆる法定受託事務に分類されるかと思えますけれども、これらの事業について実施することに伴って、実施事業の検証、事業の結果、効果などについて、こども家庭庁、関係省庁のほうに報告することがあるのかどうか、まず確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

村が実施している取組事業のこども家庭庁に対する実績報告等の質問でした。

こちらにつきましては、その事業につきまして、その事業ごとにその都度、こども

家庭庁へ、県を通して実績報告をさせていただいておるところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の再質問を許します。13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけれども、報告をするということで理解をしたいと思います。

次に、村単独で今、子育て支援ということでいろいろな取組をされているのは十分に理解をしておりますし、皆さんから大きな声をいただいておりますけれども、それらについても村単独で検証を行っているのか、確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

福祉課において、子育て支援事業として様々な事業を展開しております。

議員おただしの取組事業の検証を行っているかのお尋ねですが、村では、第四次総合振興計画に基づき、毎年、取組事業に係る実施計画を作成しております。実施計画策定に当たっては、社会・経済情勢や多様化する住民ニーズを十分に把握し、事業の必要性、効率性、緊急性について検討するほか、長期的な展望や財政の収支見通しを踏まえた上で策定し、予算編成及び事務事業執行の指針となっております。

なお、実施計画の作成に当たり、議会意見、監査意見、住民要望等のほか、外部評価報告書の提言を踏まえて、計画を作成しております。

なお、事業実施に係る検証につきましては、まず内部評価を行い、その結果を基に西郷村行政評価推進委員会による外部評価を行い、その結果を検証し、施策及び事業に反映しております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいて、こども家庭庁からの事業並びに村単独で行っている事業について、内部・外部監査を行っているということで、理解をいたしたいと思います。

さらに伺いますけれども、内部・外部監査を実施して、それらの結果と効果について広く公開をしているのか確認したいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 上田議員の再質問にお答えします。

外部評価につきましては、公表をさせていただいております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 外部監査については公表しているということで、いわゆる結果、あと効果とかいろいろ上がってきていると思うんですけれども、それらについて公表はしていないんですか、しているんですか。もう一回確認します。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 上田秀人議員の再質問にお答えいたします。

外部評価につきましては、先ほど答弁させていただいて、公表はさせていただいておりますが、内部評価については、公表はしておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今答弁いただいたんですけれども、私は以前から、子育てについては社会全体で責任を持って行うものだというふうにお話をさせてもらっております。この場でも幾度もそういうお話をさせてもらっておりますけれども、しかしながら、現在実施している子育て支援について、いわゆるその世代間の確執というんですか、それを問うような声が結構聞こえてくるようになりました。各世代間で誤解が生じないように、事業の目的、効果、必要性を理解していただくということが私は必要だなというふうに考えます。ですから、広報にきちんと努めていただきたいというふうに考えるわけでございます。

実施した事業の目的や効果など、しっかりと検証を行って、それを公開をする。公開したのに対して意見聴取を行って、寄せられた意見を丁寧に整理を行いながら、事業の推進に努めるべきだというふうに考えます。

以前からここでお話ししているように、いわゆる広報は行政のビタミン剤だと言われるよね。ですから、そのことに十分努めていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 上田秀人議員の再質問にお答えいたします。

子ども施策に係る事業評価等の公表につきましては、内部評価も含め、公表をしていきたいと思っております。

なお、子ども施策に係る子ども計画等につきましては、子ども・子育て会議において、行政目線の実施目標と住民目線の成果指標を設定しており、各取組の進捗管理等を行っておりますので、このような内容につきましてはホームページ等で公表させていただき、住民の意見などを吸い上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ホームページ等で公開しているということなんですけれども、ホームページをなかなか見ていただけないとか、いろいろあるので、広報の仕方にも十分に注意していただきたいなと申し上げて、次の質問に入りたいと思っております。

次の子ども・子育て支援金について、どのような支援内容か伺いますということなんですけれども、まず、はじめに、冒頭、日本共産党が発行しているしんぶん赤旗というものがございます。しんぶん赤旗の2月27日の、いわゆる日刊紙、毎日来る新聞なんですけれども、この中に、4月、子ども・子育て支援金開始ということで記事が載っております。

ちょっと一部分だけ読んでみます。4月から、被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など、全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収しますと。税でも保険料でもない、新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませて収奪するという極めて異例で筋違いの制度ですという言葉が書いてある。非常に強い表現が書かれているなと思ったんですけれども、この記事全体を読みますと、なるほど、納得でき

るなというふうに理解できます。

ちょっと時間がないので、記事は全部読めないで、一部だけ今読みましたけれども、そもそもが、被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料は、疾病や年を重ねることによって起こってくる健康リスクに備えるためのものだというふうに私は理解をしております。ですから、今回のこの各保険料へ子ども・子育て支援金を上乗せして徴収するという事は、公的医療保険の目的から大きく外れているというふうに私は考えるわけでございます。

現在叫ばれる少子化対策というのであれば、全額国費で賄うべきだというふうに、この新聞にも書いてありますけれども、私も同じ考えであります。本来、国の予算というものは、人の命を奪い、人を傷つけるようなミサイルや戦闘機などを買うものではなくて、人としての尊厳を守りながら、人の命を生み、育むための予算であるべきだというふうに考えているところでございます。

そこで伺いますけれども、今回の子ども・子育て支援金、これを保険料に上乗せをして徴収することに対して、村長はいかにお考えになるか、伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 子ども・子育て支援金については、全体で子どもを育てるという意思のもとで税を徴収するということでもあります。

その中で、保険金に上乗せするのはどういうことかということでもありますけれども、これは国の制度でありまして、議員のおっしゃる気持ちも分かりますけれども、国の制度であるということしか、私が言えることはそれだけあります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 恐らくそういう答弁だろうなというふうに思いました。いわゆるその上位法、省令、政令で定められて、がんじがらめで、もう村はそれで動いていかなければいけないというところでもありますよね。

ただ、村長の個人としての意見をもしここで述べられるのであれば、述べていただきたいなと思ったんですけども、もう一度確認します。個人的な考えはいかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 個人と言われても、私は公人でありまして、言っていることは分かります。だけれども、やはり子どもがもう急激に減っております。それをやはり日本全体で育てる。そういうことはみんな考えていかなければならないという考えを持っております。

徴収の方法はいろいろあるかと思っておりますけれども、議員のおっしゃることは私も十分理解しておりますので、その辺はご理解願いたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 確かに村長がこの場に立つときは公人でありまして、個人的な考えを言っても、西郷の村長がこういうふうに言ったぞとなってしまうと、いろいろ行政上、問題があるのかなと思っております。

ただ、村長の腹の中では、私とほぼ同じ考えだというふうに理解をして、次の質問に入ってきたと思うんですけれども、内容についてちょっと確認したいと思うんですけれども、本定例会を前にして、予算説明会の席上、資料の提出がございました。その資料の中で、拡大される給付の例として6項目ほどあります。これ、福祉課長は持っていますか。なければこれを見ながら話しますけれども、まず1点目の児童手当の拡充は、資料で大体理解しております。これは令和6年10月から始まっているということですが、2点目の妊婦のための支援給付ということで、妊婦のための支援給付制度が10万円相当の経済的支援ということで資料には書かれております。これも令和7年4月から、昨年の4月からですか、実施されているというふうに記載されておりますけれども、これは具体的にどのような内容なのか。例えば妊娠何週目で支援給付が10万円が対象になるよとかがあるのか、ちょっとご説明いただきたいと思えます。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

妊婦のための支援給付事業の事業内容でございますが、支給時期につきましては、妊娠・出産時に5万円、5万円の合計10万円を給付する内容となっております。妊娠届出時に面談等を行い、5万円を給付させていただき、出産時に赤ちゃん訪問終了後に、面談を行いながら5万円を給付させていただいている状況でございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の妊娠届出時ということは、これはいわゆる母子手帳交付のときでいいのですか。ちょっと確認します。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

妊娠届出時となりますので、母子手帳交付時に面談を行い、5万円の給付をさせていただきます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 答弁いただいて理解したところでございます。

妊娠期に、いわゆる胎児に何らかの先天性の病気があるよとか、また、その妊娠を継続することによって母体に危険が及ぶ場合があるとか伺ったことがあります。そういったことによって妊娠を中断しなければいけない、やむを得ない、本当に苦しい決断をしなければならない場合もあると思うんです。

それとは反対に、身勝手な自己都合で妊娠を中断した場合、これは、いわゆる母子手帳の交付を受けた後に、身勝手な自己都合により妊娠を中断した場合、給付された5万円はどうなるんですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

ただいまご質問ございました、妊娠中断の場合、自己都合による場合につきましては、こちらの妊婦のための支援給付事業の給付金は支給となってまいります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 身勝手な自己都合と私、言いましたけれども、この判断というのは非常に難しいと思います。ですから、自ら望んで自分の体を傷つける方というのはないと思いますので、そういったことも考えられるということで、ちょっと頭に入れておいていただければというふうに思います。

続いて、3点目といたしまして、出生後休業支援給付ということで書いてございます。この出生後休業支援給付、出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進（育休給付率を手取り10割相当に）とありますけれども、この内容というのは分かりますか。確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

こちら出生後休業支援給付につきましては、各企業における実施事業となってまいりますので、申し訳ありません、村の事業には入ってきておりませんので、内容については詳しいことは分からないので、申し訳ありません、資料をお持ちしていないのでお答えすることができません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 企業のほうの取組ということで今答弁があって、村のほうでちょっと把握できていないという部分なんですけれども、さらにちょっと深掘りするような話になりますけれども、この出生後休業支援給付ということなんですけれども、これはいわゆる雇用保険で定める育児休業給付金との関連性というのは、村ではどんなふうに把握されていますか。これについてもちょっと分からないかな。確認します。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

その部分につきましても、申し訳ありません、資料も持参しておりませんので、お答えすることができません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 資料をちょっと持ち合わせていないということなんですけれども、一般的に、雇用保険で定める育児休業給付金というのは、生まれてから180日間で賃金の約7割弱で、180日を超えると約5割程度の支給というふうに理解をしております。

先ほど私、冒頭申し上げましたように、育休給付率を手取り10割相当ということなので、いわゆる雇用保険の中にある育児休業給付金の、今言いました180日未満ですと約7割弱、180日を超えると5割というところに、10割になるように上乘せになるのかなというふうに考えるんですけれども、これもあれかな、資料を持っていないよね。誰か分かる人はいませんか。いない。これちょっと確認しておくべきかなと思います。

さらに伺いますけれども、雇用保険では、育児休業給付金の給付は、入社して1年以上経過しないと駄目ですよという条件がついていますよね。そうすると、例えば妊

娠していることが分からないで会社に勤めました、1年未満でお子さんが生まれました、さあ、育休を取りましようといったときに、これに該当しないと思うんですけども、これらに関して何か、誰か分かる人いますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

その部分につきましても、資料を持っていないのでお答えすることができません。申し訳ありません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） もう一つ、これも後ほど確認していただければと思います。この後、藤田議員が質問されるので、そのときでもご答弁いただければなと思うんですけども、いわゆる働く意思があっても、保育園などがもう定員いっぱいに入れませんよと。子どもが預けられなくて働くことができない方にはどう対応されるのか。これもやっぱり分からないよね。分からないのであれば、次の藤田議員のときにでも答弁を併せてしていただければと思うんですけども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

働く意思があり、働けなく、子どもを預けることができずに、そちらの給付関係につきましても、国のほうの給付につきましても、申し訳ありませんが、この場でお答えすることができませんが、村といたしましては、保育園に預けることができなく、働けないというご家庭につきましても、村で実施している一時保育事業や、村の保育園に入園申込みをしており待機児童になっている場合につきましても認可外保育園の利用者負担軽減事業という事業を行って、村の保育料と認可外の保育料の差分を助成させていただいている状況がございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今答弁いただいたんですけども、これも雇用保険の絡みで、非常に制約を受ける部分あると思うんです。

これは私の調べた中で、もし違うのであれば、違うと言っていたいたきたいんですけども、賃金支払い基準日数が11日以上ある月が12か月以上あるとか、こういった細かい条件がついてきているんですよ。ですから、国が言う子ども・子育て支援金、様々なこういう矛盾点が露呈してくるんじゃないかなと思うんです。だからそれに対して村はきちんと備えておくべきんじゃないかなというふうに思いますよ。

今、順番を追ってずっときましたので、次に4点目の、これも雇用保険絡みの関係になるのかなと思うんですけども、一方的にお話しします。

育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）ということですけども、2歳未満の子どもを養育するため、時短勤務中に支払われた賃金の10%を支給すると。これは令和7年4月からになっていますけれども、これも文字どおりなのかなというふうに思います。これに何か補足とするところがあれば。ありますか。大丈夫。

じゃ、これも雇用保険の関係ということで、まだ資料が十分そろっていないという

ことで、先ほどから申し上げているように、12番の藤田議員のほうでも答弁していただければというふうに思います。

続いて、今の2点、3点目、ちょっと戻りますけれども、休業したときに、いわゆる子ども・子育て支援金からお金の部分が上乘せになったり、支給されたりという話ですよね。これは自営業者の方はどうなんですか。誰か、税務課長、分かりますか。これどうなるんですか、自営業の方は。産業振興課長か、税務課長か、誰か分かりますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 上田議員の再質問にお答えいたします。

ただいまのご質問につきましても、資料をお持ちしておりませんので、お答えすることができません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これ、今ふと思ったんですけれども、これは税法上、どういうふうな扱いになるのかなとか、今いろいろ頭の中をよぎっていったんですけれども、いわゆるご夫婦で子どもを育てられている、個人事業者の方がですよ、ご夫婦で育てられている、申告をされている、例えば青色申告ですと、条件を満たせば専従者控除で落とせますよね。ということは、そこから算定すれば、奥さんの分というのは算定できる部分がありますよね。奥さんが専従者なのか、旦那さんが専従者になるのか分からないですけれども、そういった面で費用補填というのはできますよね。

ただ、もう一つ言えば、今ちょうど申告の時期なので、白色申告をやっている方、これはたしか所得税法第56条で、多分、生計を同一にする方の経費というのは認められないとかという規定があったよね、確か。ですから、そうなってくると、自営業者の方というのは該当しないんじゃないですか。税務課長、いかがですか、伺います。所得税法の絡みで考えるとどうなんですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 税務課長。

○税務課長（須藤隆士君） ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、ちょっと私も勉強不足で、ちょっとそこまではお答えできる内容を持っていないんですけれども、この後、ちょっと調べさせていただければと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 全然お話も何もしないで当然この話が始まったので、資料を持ち合わせていないということで、分かりますけれども、こういった矛盾点が様々と見えてくるのかなと。私の勘違いだったら勘違いで構わないんですけれども、そういった矛盾点がこうやって見えてくる、それをいわゆる自営業者の方ですと国民健康保険に入っていますよね。その保険料に月額300円とか上乘せして徴収されていくわけですよね。そういったところに大きな矛盾を感じるんですけれども、そこがきちんと村として対応を考えていただきたいなというふうに思います。

さらに話を進めていきますけれども、5点目のこども誰でも通園制度について、昨年この場でも様々な説明を受けて、理解をしているところでございます。保育環境の

改善と保育士の確保にさらに努めていただきたいなというふうに申し上げて、次の6点目の育児期間中の国民健康保険料免除についても記載のとおりということで理解をすることでございます。

これら6点の拡充などを目的として、令和6年から段階的实施が始まっております。財源についても保険料への上乗せを行うとして、令和8年から保険料の会計年度を合わせた実施がされるというふうに私も認識をしております。

そこでさらに伺いますけれども、さきにも伺っていますけれども、一般的に言われる世代間の確執、それと、さらには内心の自由、いわゆる子どもを持つ、持たない、子どもを持たないという選択をされる方もいらっしゃいますよね。これらの方を踏まえて、村はどのように対応されていくのか。

資料がないということで、今この時点でどうすべきかというのは、なかなか答弁は難しいと思うんですけれども、もし私が指摘したことが指摘したとおりであれば、さらにこれ世代間の確執が生まれてくるんじゃないかなと思うんです。ですから、その世代間の確執を払拭する、また内心の自由を侵害されている方もいらっしゃるかもしれない。それらに対して村はどのように対応されますか。村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

非常に難しい問題になってきまして、私も答えろと言われても非常に困るわけですが、戦後ベビーブームの時代は270万の子どもが出生しました。今はもう70万を切るということで、もう国を挙げて子育てしなければならない。もう親御さんに任せる時代じゃないということで、みんなで育てるという、これはこれでいいことだと思います。世代間の確執とかいろいろ疑問点もあるかと思いますが、それにのっかって、しっかり子どもを育てることが私たちに課せられた責務であると考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、村長から答弁いただいて、私も全く同じ考えなんです。先ほど申し上げましたように、村の子どもは村全体で育てるべきだという考えです。ですから、それを拡大すれば、国の子どもは日本が国を挙げて子育てをしていくべきだというふうに思うんです。

ただ、そういった中で、いわゆる世代間の確執というんですか、ちょうど私と同じぐらいの年代の方からよく言われるのは、何で子どもだけなんだと言われるんです。恐らく村長もそういうのは耳にしているかと思うんです。でも、広い意味で、私は子どもに今きちんと力を入れて、子どもに将来を託していきたいと思もあるので、特に子育てに関してとやかく言うつもりはないんですけれども、ただ、それを見たときに、いわゆる片方は子育て支援金の交付が受けられる。しかしながら、片方は子ども支援金の交付を受けられない可能性もありますよということで、もし受けられないという状況の方がいらっしゃった場合に、今の国の制度では多分救えない部分があるのかなと思うんです。

それを救えるのは、やはり西郷村じゃないのかなと思うんです。ですから、その方向性を村長に確認したいと思うんですけれども、私が指摘するように、自営業者の方とか、そういった救済措置がないのであれば、村として独自の支援制度を考えていく必要があると思うんですけれども、いかがですか。もう一度確認します。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほどから矛盾点、世代間の確執と、いろいろお話しされました。私もその点は十分注意しながら、平等に、公平に、公正に、とにかく子育てと、あるいは高齢者、やはりそれが両立して、初めて村が豊かに未来が開けると思っておりますので、そういった矛盾点のないように、今後、施策の中でやっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 矛盾点が出た場合には村で対処していただけるというふうに理解をして、次の3点目の高齢者福祉の取組について、どのようなことを村は考えているのか伺いますということで、伺いたいと思うんですけれども、去る3月2日付の福島民友新聞の記事の中で、村長選の記事がございました。その中で、子育て支援の拡充を評価された一方で、より手厚い高齢者支援を求められたという村長のコメントが新聞記事に載っております。私もよく同じようなことを、今お話ししましたけれども、同じ内容の言葉を耳にしておりました。

そこで伺いますけれども、より手厚い高齢者支援を求める声を耳にして、選挙戦を通じて、村長はどのような高齢者向けの施策を考えられたのか、お示しいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

選挙期間中、村内をくまなく歩きまして、いろいろお話を聞きました。意見を言う人もいますし、黙っている人もいますし、いずれにしても村民の皆さんの一生懸命働いている姿、生活している姿を目にしまして、やはり首長として、しっかりやっていたかなければならないという認識を改めてしたところであります。

先ほどもお話ししましたように、子育ても重要ですし、高齢者福祉も、両方重要です。若い人には夢と希望を与える、そういった政策を今後、3期目に当たり、やっていく所存であります。

歩いてみますと、子育てについては評価をかなりいただいております。一方で、議員お話しのように、高齢者福祉についてもお願いしますという、具体的な話はありませんでしたけれども、今までやってきました、例えばデマンド交通、やはり外出をしていただくということ、見守り安心ネットワークの充実、あるいはやはり生きがいを感じるコミュニティーの推進、絆づくりも今やっておりますし、そういったことで、高齢者が長生きが不安でなく幸せを感じるような、そういう施策を今後とも住民の声を聞きながらやっていきたいという考えでありますので、今後、本当に、高齢者においてもしっかり施策をやっていきたいという考えであります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいて、しっかりとやっていきたいということで、もししっかりとやっていただけるのであれば、しっかりと応援したいなというふうに私も考えております。

その中で、なかなか声を聞き取れない部分、聞き取れないというか、声を出さない方もいらっしゃるということでお話があったんですけども、なかなか高齢者の方というのは、自分の要求を強く出せないのかなというところもあるんです。ですから、そういった声なき声に十分に耳を傾けていただきたいなと思うんです。

これから3期目に向けて村長は新たにいろいろな高齢者支援のメニューを考えられているのかなと思います。今言葉にはしないけれども、いろいろ頭の中にあるというふうに思いますけれども、まずはじめに、その事業の該当条件として、いわゆる非課税世帯という言葉が出てきますよね。この部分をちょっと考え直していただきたいなというふうに、今回、私考えてみたんです。

家庭内において、いわゆる高齢者の方と子どもさんとかお孫さんとかが同居していると、お財布はもう別々だと思うんですよね。それぞれ個人の財布で動いていると思う。しかしながら村の税制上の絡みで、合算で計算されてしまうので、事業を実施するに当たっては、非課税世帯の項目は、できれば、例えば年齢を設けておいて、それ以上の方は非課税世帯という条件を外してしまったほうがいいんじゃないかというふうに考えますけれども、その部分について、まずどのようにお考えなのか、伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） この件につきましては、通告がありませんので、私は今ここで答えるわけにはいきません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 通告がないということで、答弁できないということなんですけれども、これは一方的な私のお話です。

実施するに当たって、非課税という枠があることによって、合算で計算されてしまうと、救わなければならないところに手が伸べられないのかなと思うので、そこはちょっと検討すべきだというふうに思います。

高齢者支援が具体的にどのような内容になるかというふうに今度考えていくと思いますけれども、いわゆる福祉灯油とか、話がありましたように公共交通費の負担とか、デマンド交通とか、介護保険料の軽減策とか、以前からこの場でいろいろな話を取り上げられています。ただ、実施するに当たっては、クリアしなければならないいろいろな条件が出てくるのかなというふうに思います。

そこで1つの提案ですけれども、一定の年齢に達した時点で、例えば75歳になった時点で、先ほどからお話ししていますけれども、いわゆる非課税世帯とかそういう条件を外した中での児童手当ならぬ高齢者手当など支給を行ったらどうかなというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 高齢者手当ですね、75歳以上になった場合に、そういうことでよろしいんですかね。

奇抜なというか、言っていることは本当に分かるんですけども、今後そういったことも含めながら、総合的に高齢者に対する支援を考えていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 検討していただくということで理解をしたいと思いますけれども、いわゆるその金額とかそういったものに関しては、児童手当を参考にするとか、該当する方へ直接伺うとか、いろいろな方法があると思います。該当する方に直接支給をする。手数料などを考慮すると、年に1回とか2回とかに分けて支給してはどうかというふうに考えます。今の敬老祝い金の拡充版というんですか、そういったものもちょっと検討すべきかと思えます。

現金による給付は、ご本人が必要とする部分に活用していただけるのではないかとこの西郷村をここまで大きくしていただいたということを考えて、先人に対する感謝の思いと、次の世代の方たちへ、西郷村で頑張ればきちんと評価をしていただける、そういった励みにもなるのではないかとこの西郷村をここまで大きくしていただいたということを考えてお話をさせていただきます。いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まさに議員おっしゃるように、今の繁栄があるのは先人たちの努力であります。家族を愛し、未来を信じ、本当に一生懸命やってきた成果が今日の西郷村だと思っております。それも含めて議員のお話も含めながら、今後、様々な形で高齢者支援をやりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 検討していただくということで、私も高齢者の部類に近づいてきているんですけども、もう高齢者なのかな、年齢を重ねることによって、その先の心配がだんだん深くなっていくというのか、ですから、早急なる対応を検討していただきたいと申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、防災行政についてということですが、まず1点目の自主防災組織について伺いますということで、以前から防災についてもこの場でいろいろ取り上げてまいりました。今回は自主防災組織について伺いますということで、以前にもお聞きした内容があるかと思えますけれども、重ねて伺いたいと思います。現在、この西郷村において、組織化された自主防災組織は何団体あるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 13番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

今現在、組織されて西郷村に結成届が提出されている団体は、上野原下、一の又、下新田、下羽太、虫笠の5団体でございます。いずれも行政区が主体となって結成している団体となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ただいま答弁いただいて、5団体が組織されていると。いずれも行政区が中心になって組織されているということで理解をしましたがけれども、それでは、村が目標とする団体数というのはいくつ予定を考えられているのか、伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

団体数という数ではございませんけれども、村全体で、全てにおいて自主防災組織が組織されればということで、それを望んでいるところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 村全体に自主防災組織を組織したいという考えだというふうに理解しますが、私も同じような考えでございます。これはどこも漏れることなく、自主防災組織というのはきちんと組織されておくべきだというふうに考えます。

現在組織された、5団体ですか、自主防災組織においてどのような活動を行っているのか、まずちょっと確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

各自主防災組織の活動でございますけれども、毎年の避難訓練、また炊き出し訓練、防災啓発のチラシを作成しましての啓発活動、防災士の養成、災害資機材の備蓄、行政区内の危険箇所の確認などの活動をしております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今答弁いただいて、様々な活動を取り組まれているなというふうに思います。本当に活動されている方は大変だろうと思うし、もう本当に大きな敬意を表すべきだというふうに思います。

組織された自主防災組織で防災に関する活動、今様々な活動を行われていますということで説明を伺ったんですけれども、村としてはどのような関わりを持っているのか、どういった支援を行っているのか、確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

自主防災組織と村との関わりについては、まず、自主防災組織を結成し、活動を行うために、村から西郷村自主防災組織活動育成事業補助金がございまして、自主防災組織の結成や活動、育成、資機材購入などに活用できる補助金となっており、各団体に毎年の活動をお願いしております。また、訓練を行う際には、活動の幅を広げられるように、防災資機材の貸出しなどを行っております。

今年度におきましては、自主防災組織を結成した団体に対しまして、災害時の救助活動のスピードアップを図るための黄色の安否確認タオルを配付し、訓練にも活用してもらえようをお願いしているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今いろいろお話を伺って、まず補助金ということでお話がありましたよね。この後の自主防災組織の編成を目指しているところでもお話ししようかなと今ふと思ったんですけども、先にお話ししますね。

補助金だと、補助金の要綱が出てきますよね。それが本当にこの組織に該当していくのかという部分をもうちょっと見直したほうがいいかと思います。自己負担があって、補助があって、精算があってとなってくるよね。果たしてそれがその組織が使い勝手のいいお金になっているのか。

地区のために村のために使うお金なんでしょうから、きちんと監視が必要です。ただ、その動かし方としては、この補助金の要綱に照らしたときにどうなのかなと今思ったので、ちょっとそれは検討していただきたいと思います。

続いて、先ほど答弁の中で防災士の派遣というお話もあったんですけども、いわゆるこの自主防災組織においては、普通救急救命講習会の実施というのは取り入れられていますか。ちょっと確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

普通救命救急というお話でございますけれども、取り入れているかというのと、取り入れてはございません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 取り入れていないということで、これ消防署のほうにお願いをすると、消防署の方が来てくれるか、もしくは消防署に行って講習を受けることによっていろいろな、AEDの使い方とか、人工呼吸の仕方とか、けがをしたときの対処の仕方とか、いろいろ教えていただけます。私らも屋外活動をやる上で、消防署に赴いて、こういった講習を受けたりしているということで、少しはちょっと気持ちの面で安定する部分もあるので、こういったものをやはり村から積極的に取り入れたほうがいいと思いますよ。

なお、消防署の方は忙しいので、なかなか時間が取れないと思いますので、今この5団体を1団体ずつやるとなると大変なので、まとめてやるとか、ちょっと検討されたほうがいいかなというふうに思います。

村は、各地区に自主防災組織の編成を目指しているというふうに私は理解をしておりますけれども、どのようにこの組織編成を促して、どのように協議の場に関わり、支援を行っているのか、具体的なものがあればお示してください。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

村といたしまして、自主防災組織結成に向けまして、毎年4月に開催される行政区長会におきまして、結成のお願いや、広報にしようでも組織の必要性、組織に対する補助金に関して掲載して周知を行って、組織結成に向けて努力しているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、行政区長会でお話をさせてもらって、広報紙でも掲載していますよということですが、人を動かすというのは非常に大変なことだと思いますよ。なかなか、今ないものをつくっていただきたいとか、いろいろ働きかけるというのは本当に大変なことだと思います。ただ、今のこの平時だからこそ、その必要性を強く訴えて、組織を促していくべきじゃないかなというふうに考えます。

その中で、今5団体がある、5団体がそれぞれに活動されている、そういったもののひな形をつくって、そこに必要な人員を当てはめてもらう。その地区ごとにアレンジをしてもらう。災害に応じた行動表とか対応表を作成する。注意事項として、行政区の役員の方は1年刻みで代わってしまいますよね。ですから、地区内で組織の幹になってくれる方、中心でやってくれる方を選出して育成をしていく、こういった取組というのが必要なんじゃないかなと思います。

さらには、その経験者の経験談を交えた協議をする場の創設というんですかね、こういったものに村としてはもっともっと力を入れるべきじゃないかなと考えますけれども、いかがですか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

議員おただしのおり、村といたしましても、そういった組織の結成に向けまして、いろいろな方面から組織結成に向けて力を入れられるように、村といたしましてもバックアップできるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 非常に難しいですよというお話をしながら、相手に対してやれというのは本当に申し訳ないなと思うんですけれども、いわゆる年度ごとに目標というわけじゃないんですけれども、ピンポイントで攻めていったらどうかなと思うんです。

例えば今年はこの行政区とこの行政区に強く働きかけましょうと。それをやっていたくためのひな形とか、いろいろな形をつくって、これに当てはめていただければ、自主防災組織が結成できますよと。さらにはそれを今度、行政区ごとにアレンジしてくださいよという働きかけをもっともっとすべきじゃないかなと思うんです。

そのことを申し上げて次の質問に入りたいと思いますけれども、いつもお話ししているように、自然災害は防ぎようがない。だからこそ、人的被害を出さない、被害の拡大を最小限に抑える、そのことから、この自主防災組織の意義は大きいものがあるというふうに思います。ですから、今申し上げたように、担当課としては大変だと思いますけれども、ピンポイントでの対応というのも考えていただければなというふうに思います。

次の質問に入りたいと思いますけれども、次の質問が、SNS等を活用した災害情報の収集と発信について伺いますということですが、以前、非公式の場だったと思うんですけれども、このようなお話をした経緯があります。そのときはまだ現在

のようなSNSのシステムがまだ今のように発達していなかったので、お互いに話が立ち消えしてしまったよなという記憶がございます。

現在、村においては、防災行政無線を通じて様々な情報を発信してもらっております。これについての改善提案もこの議会の場でいろいろお話しされていますけれども、それを受けて、村ではいろいろ改善に努められていると思いますけれども、今回、災害発生時や火災、野生生物の目撃情報、大雨、大雪といった情報を、無料通信アプリなどを活用して、情報を村に寄せてもらうシステムを構築してはどうかというふうに考えております。

その寄せられた情報を地図上に落として、写真や動画を添付して、村民の方に向けて発信をする。そういったシステムを検討されてはどうかというふうに思います。今でも防災Infoにしごうで情報発信されていますけれども、いわゆる地名だけですと分からないという声を耳にします。西郷村の大字何とかの字何とかというところで何かがありましたと言われても、その場所ってどこによく聞かれることがあるので、地図上で見ればそういったものが分かりやすくなるのかなと思います。ですから、別サイトで、地図上で何が起きているのか分かるようなシステムを構築して配信すべきじゃないかと考えますけれども、考えを伺います。いかがでしょうか。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま13番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより、午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

村民からの情報を、SNSを通じて生の情報、また、位置情報等をいただければ、地図の情報発信等ができて、本当にリアルタイムに、また可視化された情報が届けられる、受けられるということでございます。

しかしながら、こちらは誤情報の拡散もありますので、今後活用するとなった場合には、運用ルールの策定、役割分担、平時からの周知など、それらを整理して考えていかなければならないと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今答弁いただいて、私もその件については、先ほどちょっと話をさせてもらって、ちょっと思い出した部分がありました。

いろいろな方が情報を寄せていただくというのは、いろいろな誤った情報とかも入ってくる可能性もあります。ただ、まず、先ほども言いましたように、いかに自然災害の被害拡大を防ぐか、人的被害を抑えるかという意味で、どういうふうに検討して

いくかというところだと思えるんですけども、いわゆるその情報を寄せていただく方をまずは限定してはどうかと思うんです。例えばその地区の行政区長さんとか、行政区長さんに負担をかけてしまいますけれども、あとは消防団の消防団員の方とか、限定をしてやってはどうかと思うんです。

誰でもその情報を寄せていただくとなると、例えば水害とかが万が一発生した場合、その現場に赴いて、その情報を届けなければならないということで、危険を顧みず行ってしまって被害に遭ってしまうなんていうことも可能性があるもので、そういったところは本当に検討していただきたいと思うんです。ただ、活用としてはやはり有効ではないかなと思うんです。

そういった意味で、村で今、行政DXを進めていますよね。その中の一つとして対応していただければなというふうに考えます。そのように考えますけれども、いかがお考えになりますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、こういった活用することは、情報がすぐに入ってくる、災害にすぐに対応できる、対応につながるということで、こちらは運用できるように、活用できるように進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 進めていきたいということで答弁をいただいたので、理解したいと思います。なるべく早急に、災害はいつ襲い来るか分からないので、それに備えていただきたいなというふうに思います。

次に、質問の3点目といたしまして、給水車関係について伺いますということですが、昨年12月の定例会において、2番の須藤議員からも発言がございました。その発言を聞いていてふと思い出したのは、15年前の3.11のときのこと、3.11東日本大震災と言えればいいのか、そのときのことを思い出して、そのときの状況というのは、多分、課長も記憶されていると思うんですけども、村内においては、大平、勝負沢、羽太地区で断水が発生したというふうに私、記憶をしております。

そのときに、酪農組合のタンクローリー車、いわゆる7トン車が2台、あと2トン車だったと思うんですけども、1台が支援に来てくれました。これはちょっと酪農の関係でタンクローリーが動かさないという、動かなくてもいいよという状況だったので、タンクローリー車が村内に3台ほどあるよということで、支援に来ていただいたという記憶がございます。

今回、給水タンクをいくつか購入するような話を伺っておりますけれども、大規模断水を意識をして数をそろえられているのか、その考えをちょっと伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

大規模災害を考えてのことなのかということではございますけれども、災害時の応急給水につきましては、現在、1.5リットルのペットボトル飲料水を約2,000本、村で備蓄しております。また、防災啓発に個人でも備蓄してもらえるよう呼びかけを行っているところでございます。それにより補えるよう、給水タンクの購入を考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 課長は、3.11のときの状況というか、記録というのは読まれたことはありますか。伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 記録については、読んだことはございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 記録は読まれたということで理解をしますけれども、記録として記録されていない部分が結構あるのかなと、今聞いていて思ったんです。なぜ西郷村で7トンのタンクローリー車が2台、2トンのタンクローリー車が1台必要だったのか。さらには、消防車がありますよね、消防団が使う車ね。あそこにいわゆる、私ら農家で言うタマローリーというんですけれども、500リッターぐらい入るようなタンク、あれを載せて大平と勝負沢のほうに給水をしてもらっている姿も見えています。

ですから、そういったことを考えたときに、ペットボトル2,000本あるから何とか大丈夫かなという話じゃないと思うんです。それぞれ家庭でも備蓄をされている部分もあるのかなと思うんですけれども、まず家庭において災害に備えて、そういう水とか食べ物を家族分、3日分を備蓄してもらえるようにお話ししてくださいと、ここでお話ししたこともありますけれども、それで本当にいいのかなというところなんです。

3.11のことをもう一度思い出すと、例えば7トン車のタンクローリーが1台、ここから水をくんで、白河の厚生病院のほうに毎日水を運びました。これはなぜかというと、白河厚生病院の中で人工透析を行っていた。その当時、人工透析を行うのに厚生病院で1日7トンの水が必要だと。白河市から本当は給水されるべきだったんでしようけれども、その水が断水していて、厚生病院には水がないということで、西郷から7トン、毎日、厚生病院に運んだという記憶があります。そういったことも備えておかなければいけないんじゃないかなと思うんです。

ましてや今、白河病院のほうでも、隣の白河病院ですよ、あそこは当時は断水はしなかったと思ったんですけれども、人工透析の数が増えている。さらには、そのときのことを思い返せば、白河警察署、あとは白河の消防本部、そこにも給水した記憶がございます。さらには、大平にある工場、あそこの寮のタンクにも水を運んだ記憶があります。もう一つ言えば、間ノ原にある杉山団地、あそこの給水タンクのところにも水を運んだ記憶がございます。

ですから、そういったことを想定したときに、今の状況で本当に大丈夫なのかということを考えるべきだと思うんです。水というのは本当に必要なものですから、飲む

ためのペットボトル2,000本というのは、多いのか少ないのか分かりませんが、そのための備えというのはすべきだと思うんですけども、もう一度伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

本当に飲料水の確保、生活水の確保は大変重要な問題だと考えております。

災害時の水の供給に関しましては、先ほどお話ししたほかに、災害協定によりまして、水道協会等と水の供給の協定なども結んでおります。それだけで全て賄えるものではないとは考えておりますので、今後も給水に関する給水タンク等の購入について、これ以上にも考えてまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 給水タンクを今後、購入を検討していくということで、理解をしたいと思いますんですけども、それに伴って、いわゆる水を送る送水ポンプというやつですね。これもきちっと検討していかなければいけないんじゃないかなと思います。

今言いましたように、大平の工場の寮に送水するときに、いわゆる来ていただいたタンクローリーというのはポンプがついているローリー車だったんです。ポンプを逆に送水するようにしてタンクから水を給水タンクに送ったという記録もあります。

ですから、いわゆる水タンクがあって、蛇口がついていて、そこで水の入れ物に水を入れるという考えだけではなくて、送水するというのもきちんと検討しておくべきだというふうに思いますけれども、再度伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

議員おただしのおり、高いところにあるタンクとかにも送られるように、そちらのポンプ等の検討もしてまいります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 何度も申し上げますけれども、災害はいつ起きるか分からない。ですから、事前に備えておく必要があるというふうに思います。

これはいざというときに、3.11のときもそうでした。タンクを買いに本当に県内あちこち歩いたんですけども、どこも売っていないということで、県外まで買いに行ったという記憶もございます。それでもやはり手に入らなかったのもあるので、事前に備えておく必要があるなど申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、3点目の質問といたしまして、温泉掘削事業についてということですが、これも昨年9月、12月と、定例会の中で一般質問なり質疑なりで取り上げてまいりましたけれども、現在この温泉掘削事業について、進捗状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

昨年12月に深度1,500メートルに達した後、孔内電気検層及びケーシング管の設置を実施しました。

続いて、1月中旬に建設汚泥の引き抜きや搬出作業を実施いたしました。

その後、1月下旬に揚湯ポンプを設置し、予備揚湯試験を実施いたしましたが、孔内の水の濁度や色度が高く、測定が困難であったことから、揚湯ポンプを一旦引き抜いた上で、清水置換及びエアリフト工を再度実施しているところでございます。

現在もなお濁り等が残存しているため、同作業を繰り返し実施している状況でございます。また、こうした状況を踏まえまして、やぐらの解体など、片づけまで含めますと、3月までの完了が難しいことから、繰越明許費を設定させていただき、工期を延伸したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 繰越明許とか今いろいろお話あったんですけども、12月定例会の中で、早い段階で状況報告があるのかなというふうに私は考えていました。いまだにその理由の説明がないまま、今日こういうふうに関合せをかけて、質問をして答弁が出てきた。なぜ、この2か月、3か月、時間を空けたのか、その理由について伺います。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

工事の工期につきましては3月31日となっております。現在も作業中であり、結果が出ていないこと、また、村長選挙期間の時期も重なりまして、全員協議会等の説明の機会を設けることができませんでした。現在も作業を行っておりますので、結果につきましては確認でき次第、説明させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 現在の状況がどうあれ、村の予算、村のお金を使っている事業ですよね。村民の方に対してきちんと村はお知らせする義務があるんじゃないかと私は考えますよ。それが村が思ったような結果でなくても、状況になくても、きちんとお知らせをすべきだというふうに私は考えています。それが村に与えられた義務ではないかと考えて、私の質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、2番須藤正樹君の一般質問を許します。2番須藤正樹君。

◇ 2 番 須藤正樹君

1. 学校給食センターの運営について

○ 2 番（須藤正樹君） 2 番須藤です。通告に従いまして一般質問を行います。

新給食センター稼働後、学校給食の味や質について、児童・生徒及び保護者から、以前と比べ、満足度が下がったのではないかとの声が聞かれています。給食は成長期の子どもたちの健康を支える重要な行政サービスであり、同時に食事の根幹を成すものであることから、給食の質や満足度について現状を確認し、今後の改善に向けた村の考え方を明らかにする必要があります。以上を踏まえて、学校給食センター運営について伺います。

まず、質問 1 点目、学校給食の目的及び給食の質、味に対する基本的な考え方についてです。村が掲げている学校給食の主な目的、安全性、効率性、栄養面、味や品質などについて伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 2 番須藤正樹議員の一般質問にお答えいたします。

学校給食の主な目的についてでございますが、学校給食が開始された約 130 年前は貧困児童の救済を目的としておりましたが、現在は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、給食時間を教育活動の一環とし、学校給食を生きた教材として活用することで、食に関する正しい知識と望ましい習慣を形成し、生涯にわたって健康な食生活を営むことができる子どもの育成を目的に、学校給食の提供をしております。

また、子どもたちの食生活を取り巻く環境が大きく変化し、偏った栄養摂取や肥満傾向など、食に関する課題が散見される現在、栄養素の不足のリスクだけでなく、過剰のリスクも考慮して給食の提供を行うことが求められております。

西郷村では、平成 18 年度より実施しているにしごうマクロビ給食の提供により、子どもたちが食べたい給食だけでなく、子どもたちに食べさせたい給食づくりに取り組んでおります。

また、学校給食は学校教育活動の一環として位置づけられ、学校給食法第 2 条の学校給食の目標として、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うことなど、7つの目標が掲げられております。

7つの目標を達成するため、西郷村の子どもたちの実態を把握し、栄養素の過不足について検討を行った上で献立を作成しているほか、地場産物の活用や村内の加工品を使用するなどの取組を行っております。

○議長（真船正晃君） 2 番須藤正樹君の再質問を許します。2 番須藤正樹君。

○ 2 番（須藤正樹君） 学校給食の目的については理解いたしました。

では、次に質問の 2 点目、稼働後の給食に対する児童・生徒、保護者等の意見把握の状況についてです。

給食センター稼働後、食事の味や質に関して、児童・生徒、保護者、教職員からどのような意見や要望が寄せられているか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

新学校給食センター稼働後の給食に対する意見等についてのご質問にお答えいたします。

旧学校給食センターは供用開始から40年以上が経過し、施設や設備の老朽化に加え、ドライシステム化などの学校給食衛生管理基準に適合していないという課題を抱えておりました。また、1,900食の給食を作るには狭隘な調理場となっていました。

これらの課題の解決と学校給食の最大の責務である安全で安心な給食の提供を安定的に行うために、新しい学校給食センターを令和5年8月に整備いたしました。施設の不備もございましたが、現在は改善されているところでございます。

味や品質についてでございますが、最新鋭の厨房機器や保温性の高い食缶を採用したことにより、汁物のような温かいものは温かく、サラダのような冷たいものは冷たい状態で提供できるようになりました。そのため、児童・生徒や教職員からは好意的な意見をいただいております。

○議長（真船正晃君） 2番須藤正樹君。

○2番（須藤正樹君） 理解しました。

では、次に質問の3点目、食事の満足度や残菜状況等の評価方法としての結果の活用についてです。

給食の味や満足度について、アンケート調査や試食会など、客観的な評価を行っているのか。また、子どもたちがおいしいと感じ、残菜を減らすために、今後どのような改善策を検討、実施していく考えなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

給食の満足度や残菜状況等の評価方法と結果の活用についてお答えいたします。

学校給食センターでは、令和5年度以降、毎年、給食を食べている園児、児童・生徒に給食に関するアンケートを実施しております。

今年度の結果についてでございますが、給食はおいしいですかの質問に対しまして、児童・生徒、園児の70%がおいしい、28%が普通、2%がおいしくないと回答いたしました。昨年度と比較しますと、おいしいの回答が2%増加しまして、おいしくないと回答が1%減少したところでございます。

また、教職員を対象に同様のアンケートを実施したところ、約94%がおいしいとの回答をいただきました。

加えて、学校に対して、検食記録簿、給食連絡日誌への記入を毎日お願いしております。給食の味や分量等に対する確認をしていますが、良い回答をいただいております。

保護者については、今年度、保護者対象の給食試食会を4回開催いたしました。その際に実施したアンケートでは、栄養バランス、味つけ、色どりよくおいしかった。家庭では準備できない食材を給食で提供していただき、ありがたいなどの好意的な意見をいただきました。

次に、残菜についてでございますが、給食センターでは毎日、学校、クラスごとに残菜量を計測しております。計測した結果は各学校へフィードバックし、職員会議等で給食の配食量や配膳方法を協議しております。その結果、今年度は88%の残菜量の削減を達成した学校もございました。

今後も学校と学校給食センターが連携を図り、少しでも残菜を減らすことができるよう対応していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 2番須藤正樹君。

○2番（須藤正樹君） 食事の満足度や残菜について理解いたしました。

では、再質問いたします。

給食の質に関連しますが、令和7年度の1食当たりの給食費について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

令和7年度の1食当たりの給食費は、小学校が328円、中学校が385円、幼稚園が312円でございます。

○議長（真船正晃君） 2番須藤正樹君。

○2番（須藤正樹君） 現在、ラーメンが1杯1,000円を超える時代に、300円で栄養バランスが整った給食を食べられることに驚きを感じます。

では、再質問いたします。

3月補正で西郷村学校給食費等補助金が1,252万2,000円も減額されておりますが、その理由について伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

西郷村学校給食費等補助金の減額の理由についてのおただしにお答えいたします。

学校給食の食材費は、令和7年度から、急激な物価高騰などの影響により価格を改定し、小学校が328円、中学校が385円、幼稚園が312円を基本としております。令和7年度の当初予算は、食材費の補助金として、保護者負担分及び食材高騰分として、小学校約1,100人分を194日分、中学校約600人分を184日分、さらに幼稚園の食材高騰分のみ約30人分を120日分の人数、年間給食実施日数見込みを計上いたしました。

物価高騰分については、さらなる物価の高騰が懸念されるため、高騰の上乗せ分として、小学校で1食当たり38円のところを50円、中学校で47円のところを58円、幼稚園で22円のところを34円計上いたしました。

一方、補助金の申請額の算出根拠について、例年、3月中旬に学校側から学校行事で欠食となる日などが示された年間計画表に基づき算出した概算食数と基本単価によ

り補助金の額を試算しているところでございます。

減額となった理由ですが、令和7年度当初予算要求において、年間給食実施日数を多めに見込んでおりました。実際の給食実施日数がその見込みよりも少ない状況となりました。そのため、当初予算で要求した1億1,605万7,000円から交付決定している1億353万5,000円を差し引いた1,252万2,000円を減額補正いたしました。

なお、1食当たりの単価を考慮し、栄養教諭等に献立を作成していただいたことにより、例年と質や栄養価に大差なく給食が提供できると考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時51分）

○議長（真船正晃君） 2番須藤正樹君。

○2番（須藤正樹君） 先ほど補助金の数字を1億と言ってしまいました、1,252万2,000円でした。訂正いたします。

西郷村学校給食等補助金の減額理由について、理解いたしました。

最後に、子どもたちが毎日楽しみにできるおいしい給食を提供するために、今後どのような改善策等を検討し、実施していく考えなのかお聞きして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

おいしい給食を提供するための改善策についてのご質問でございます。

おいしい給食を提供するために、具体的な改善策を2点検討しております。

まず1点目は、価格の改定でございます。

物価高騰が長期化しており、毎日提供する主食や牛乳の価格高騰が想定を超え、おかずや汁物、調味料などの副食分の食材費を圧迫している状況となっております。このため、令和8年度におきましても、小学校で8円増の336円、中学校で10円増の395円、幼稚園で5円増の317円といたします。価格を改定することにより副食費が充実いたしますので、献立のバリエーションを増やし、子どもたちが楽しみにしているデザートや果物の回数が増えればと考えております。

2つ目といたしましては、にしごうマクロビ給食をアップデートさせたいと考えております。

近年のにしごうマクロビ給食は、以前と比較すると定義が曖昧となっておりますので、にしごうマクロビ給食のよさを発信するため、提供日を固定し、差別化を行っていきたくと考えております。にしごうマクロビウエズデーとして、毎週水曜日の週の真ん中に自分をいたわる給食として、和食を中心とし、魚か大豆製品を主菜とした

給食を提供したいと考えております。にしごうマクロビウエズデーの実施により、にしごうマクロビ給食のよさが分かり、よくかんで食べることができる児童・生徒、園児が増加することが期待できます。

なお、児童・生徒、園児が好きな給食献立をリクエストする希望献立を引き続き実施し、安全面に留意しながら、今後もおいしいと思える給食の提供を行ってまいります。

さらに、施設や厨房機器に問題が発生し、給食が提供できなくなった場合に備え、代替品、救給カレーを学校に配備いたしました。また、令和8年度の当初予算において、ヒートレスカレー及びライススキューの購入経費を計上しまして、有事への体制を強化してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 2番須藤正樹君。

○2番（須藤正樹君） いろいろ対策を考えて実施してもらって助かります。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（真船正晃君） 2番須藤正樹君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 一般質問の途中ではありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、通告第3、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇ 1 1 番 鈴木勝久君

1. 衆議院総選挙及び西郷村長選挙について
2. 村長の政治姿勢について
3. 望ましい教育環境のあり方に関する基本構想について

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 1 1 番、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問の第 1 でございますが、今回行われました 2 月 8 日衆議院総選挙及び西郷村長選挙についてお伺いいたします。

まず、私が説明する前に、西郷村の投票率の低さ。これは、新聞紙上では、原発地域の浜通りを抜かしまして、最下位に甘んじたということでございます。まず、衆議院選挙につきましては 5 6 . 2 6 %、村長選につきましては 4 5 . 0 3 %ということでございます。この件につきまして、執行部はどのように認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 1 1 番鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

西郷村における選挙の投票率については、第 5 1 回衆議院議員総選挙において 5 6 . 2 6 %となり、全国平均 5 6 . 2 6 %と同数値となっております。県内では 5 9 市町村のうち 5 2 番目で、議員ご指摘のとおり、原発避難区域市町村を除くと、いわき市に次いで下から 2 番目となっております。

西郷村の投票率の低い要因については、4 つほど考えられます。

1 つ目の要因としてしては、ベッドタウン化による地域への帰属意識の希薄化であります。

西郷村は、県内でも数少ない今も人口が増えている自治体で、新白河駅周辺を中心に宅地分譲が続いています。そこに住む住民の方は、白河市や郡山市、あるいは新幹線で首都圏へ通勤する転入者や現役世代が多く、そうした方々にとって、西郷村は日中の生活圏ではないため、村の政治が自分の生活に関係しているという実感が湧きにくく、行政区などの地域コミュニティーへの参加率も低い傾向にございます。

2 つ目は、若い現役世代の多さと忙しさにあります。

高齢化が進む過疎地域では、投票習慣のある高齢者の割合が高いため、投票率が高くなることありますが、西郷村は現役世代や子育て世代が比較的多いため、統計的に投票率が低い世代の住民が多い構造となっております。共働き世帯や子育て世帯では、物理的な時間のなさや、数少ない休日は家事や家族サービスを優先したいため、投票行為への優先順位がどうしても下がります。全国的に見ても、分母となる有権者に若者や現役世代が多い地域ほど、全体の投票率は押し下げられる傾向にあります。

3 つ目は、政治への無関心があります。

西郷村は自治体経営力ランキングでも上位に位置しており、財政的に比較的豊かで、インフラも整っており、住みやすい地域として認知されております。今のままで特に困っていないという現状肯定感が、政治への無関心化や、投票に行く必要がないという意識につながっている可能性が考えられます。

4つ目は、投票所の利便性と生活動線のずれが考えられます。

西郷村に限ったことではございませんが、車社会の地域であるため、通勤途中や買物の動線上に投票所がないと、一度家に帰ってからまた車を出して投票所に行くという行動はハードルが高く、通勤ルートと不一致であれば投票に行きづらくなってしまいうという、この4つが考えられます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の再質問を許します。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

今4つほど、原因について挙げていただきましたけれども、これは今、都市部だったらどこでもあり得る話なんですね。今回の衆議院議員、全国でも56.26%、というと、西郷村以上にこの4条件がそろっているところは、突出してそろっているところは多いと思います。それなのに56.26%なんですよ。

私から言わせれば、これ4回目、私も投票率に関しては質問しておりますけれども、その都度疑問に思うのは、西郷村では、投票率を上げるために、何も政策というか、対策を取られていないんじゃないかなと思っておるんですけれども、2番目になりますけれども、このように以前から西郷村は投票率が非常に低い。こういう状況に置かれて、西郷村は今までのような投票率を上げるための対策を行ってきたか伺います。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

西郷村選挙管理委員会では、投票率の向上を図るため様々な取組を行ってまいりました。

まず1つ目として、選挙啓発活動として、防災Infoにしごうや村の公式LINEなどのSNSでの呼びかけや、若者に向けて選挙立会人の公募を行い、実際、村長選でも多くの若者の方に選挙立会人をやっていただいております。

2つ目として、イオン白河西郷店への期日前投票所の増設を行いました。2019年の参議院議員選挙から実施し、買物ついでに投票できる環境を整えることができました。その結果、第51回衆議院議員総選挙においては、2,191名の有権者の方々が投票を行い、投票率56.26%のうち12.90%が、直近の村長選においては1,813名の有権者の方が投票し、投票率45.03%のうち10.78%がイオンでの期日前投票を利用した投票となりました。

3つ目として、中学校での選挙教育を行い、社会科公民分野での政治選挙の学習や生徒会役員選挙を通じた模擬投票体験を行い、主権者としての意識の醸成を図りました。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、期日前投票の話がありました。私も今回見てびっくりしたんですけれども、衆議院議員で有効投票数9,246票のうち、期日前が5,938人、村長選は有効投票数が7,472人中4,210名が期日前投票をなさっています。

本当に期日前投票が、ジャスコで村長選は2日、ここでは4日だったんですけれど

も、ここではというのは、中央公民館とか、そこの文化センターですね。そこで行って、これほどの人が来たということは、もっと期日前投票所を増やせばどうなのかなと思うんですけども、この期日前投票所を増やすのは難しいのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、期日前投票所を設置するためには、インターネットの環境が整っていないと、まずできないというのがあります。イオンについてはその環境が整って、イオンの協力も得られたので設置したという事情がありますので、その辺がクリアできれば、期日前投票所を増やすというのは物理的には可能かなというふうに思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） やるのかやらないのかという話なんです。

あと次に、全員協議会でこれは伺ったんですけども、一の又投票所が令和8年3月で廃止になるということで、一の又投票所、やっているところは太陽の国交流センターですね、それが川谷と上野原農民研修センターですか、そこに分かれるということなんですけれども、投票率が低い中、投票所を少なくするというのはどうなのか。

県知事選が10月か11月に行われるということなんですけれども、そこから初めてということで、あと当日は、移動支援策として、自動車というか、デマンド交通なんですか、これを利用するようにしたということなんですけれども、実際的に、投票所を少なくする、これは逆行しているんじゃないかと思うんですけども、この決定についても、投票所を多くしないのはどういうことなのかということなんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

一の又地区の統廃合につきましては、1月に全員協議会で議員の皆様にご説明したところでございます。今後、一の又地区の有権者の方に対して、今月中には、今後の移行についてご説明をさせていただきたいなと思っております。

投票率の向上と逆行するのではないかというようなお話でしたけれども、先ほど議員ご指摘のとおり、期日前投票所のほうが、毎回毎回、利用者が増えておりますので、そちらを充実させるというような方向性がいいのではないかとということで、今回選挙管理委員会のほうで、一の又地域についてはこういった結論を出したということで、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今の選挙管理委員会のほうの結論が理解できません。

有権者というか、その人たちに一軒一軒、アンケート調査なり回って意見を聞いたのか、その辺はどうなんですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） そういったことはしておりません。関連する行政区長さんのところに出向いたり、来ていただいて説明をしたというところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それで一の又の有権者の方には理解を得たという結論でよろしいんですね。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

選挙管理委員会としては、先ほども説明したとおり、これから一の又の有権者の方に手紙で事情を説明をさせていただこうかなというふうに思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その辺は丁寧に行ってください。これ民主主義の根幹なんですよ。特に村長選におかれましては、45%というと、半数以上の方が投票行動を起こさなかったということです。

内容はどうであれ、立候補者がどうであれ、この45%というのは過半数割れております。ですから、これ非常に問題なんでございます。半数以下ですから。これ民主主義をここで執行しようと思っても、50%を切った状態では、非常にゆゆしき問題で、これ本当に何とかしないと、この投票率。これは民意の反映ですし、1万7,000人のうち1万1,000人が投票に行かなかったということになりますから、その辺のことを大事に思って、投票率を上げるように努力していただきたいと思えます。

今後の投票率を上げるために、どのような政策を打っていくかということなんですけれども、その辺についてお伺いいたします。どのような政策を立てて投票率を上げるか。今までのやつでは効かなかったということなんですから、この先どういう方法を取っていくか、案とか、選挙管理委員会のほうで、このようにやりたいということがありましたら、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今後、投票率の向上のために、先ほど述べた投票率向上対策を引き続き実施していくとともに、共通投票所の導入を検討してまいります。

また、投票所入場券、はがきを忘れても、身分証があれば投票ができることの周知、選挙公報のデジタル化、要約版の作成等により、文字ばかりではなく、スマホでも選挙公報が見られるような環境の整備などを実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 期日前投票所を増やすという案はどうなんでしょうか。考えていなかったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 期日前投票所を増やすというのは、選挙管理委員会の委員の方に、まだお話ししておりません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、その件も議題に上げて検討してみてください。

続きまして、2番にいかせていただきます。

村長の政治姿勢についてでございます。

3月1日、選挙がございまして、3期目、高橋廣志村長が当選されました。高橋廣志村長のリーフレット、私にも送られてきたので見ていたのですが、非常に功績はありました。確かに2期やって、これだけの功績はありました。実績ですか。

ただ、ここで1つ問題なのが、次の100年、未来につなぐ、未来に挑戦する、未来を守ると書いてあるんですけども、この未来が、どうも1年、2年の未来しか見ていないなという、私は印象だったんです。というのは、今継続しているやつと、これから、今年、来年にやろうであるものしか書いてなかったんですね。もうちょっと将来を見据えて、20年後、30年後に、30年までは言わないですけども、もうちょっと先を見ていただいて、政策を上げていただいて、未来に希望が持てるというか、うきうき、わくわくするようなビジョンがなかったのかなと思って、ちょっと見ていて残念だなと思うのと、村長が堅実な人間なので、できないことは、夢ごとみたいな、歯がゆいようなことは書かない、現実主義な性格なのかなと、ここでも見受けられるんですけども、もうちょっと先を見据えて、西郷村をこうしたいんだという、ここに書かれていない、当選したからではないんですけども、言えることがあったら述べていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 鈴木勝久議員の質問にお答えいたします。

私は今回の選挙で、未来という言葉を使わせていただきました。未来へつなぐ、未来を守る、そして未来に挑戦ということで、政策ビジョンを掲げてまいりました。

未来に対する施策等は、将来予想される人口減少や高齢化、災害への対応などの課題に備える取組であるという意味でございます。例えば防災対策の強化は将来の被害軽減につながり、子育て支援や産業振興は将来の地域活力の維持につながります。よって、現在行っている様々な施策については、将来世代の負担を減らすための基盤づくりであると考えております。あわせて、社会情勢や住民ニーズの変化を的確に捉え、新たな課題に対する施策についても柔軟かつ積極的に実施してまいりたいと思います。

先が見えないということもありますけれども、現実を踏まえながら、確かな未来を今後、3期目にはつくっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これからはちょっと幅ったいような言い方をしますけれども、ご了承ください。

まず、リーダーに求められている条件なんですけれども、まず住民に希望と方向性を示すことが期待される。次に、時には困難な決断を下すリーダーシップが求められる。それと、住民の声に耳を傾け、地域の課題・ニーズを的確に把握することが重要である。次に、無駄遣いをなくすことが求められる。これは後で言いますけれども。

次に、住民が必要とする行政サービスを特定の層に偏りなく公平に提供できる体制を整える。次に、産業振興については、産業を育成し、安定した雇用を生み出すことができるということもあります。

続きまして、未来への投資、それに地域経済を再生させる、稼ぐ力ですね。これなんかも重要である。この稼ぐ力を自治体に身につけてほしいと私は特に思うんであります。

このほかにいろいろございますが、持続可能な社会のグランドデザインを構築していくとか、ある一定では見受けられますけれども、私が最近というか、何年も前、国の政策としてSociety 5.0という政策がございます。これは次の2040年までに達成しようというスマートスクール構想等にかぶるんですけども、これによって実現する社会の姿として、IoTで全ての人と物がつながり、新たな価値が生まれる社会、AIにより必要な情報が必要なときに提供される社会、イノベーションにより様々なニーズに対応できる社会、ロボットや自動走行車などの技術で人の可能性が広がる社会といった例が挙げられます。

これは情報社会の次にくるやつで、今まではSociety 4.0では解決できなかった事象、知識共通の分野横断的な連携が不十分であるという問題を、少子化対策や地方の過疎化といった課題をSociety 5.0によって克服されるとしておりますので、このような方向性で西郷村もいっていただきたい。

そして、将来的にはスマートシティ、スーパーシティの方向性、そういうものも掲げていっていただければ、パーフェクトだったのではないかなと思って、私、ちょっと残念に思っていました。

次に入ります。西郷村の課題についてでございます。

まず、ちゃぼランド西郷、キョロロン村の跡地について伺いますということなんですけれども、私、去年から今年にかけて新聞、自分で活動報告書を配りました。その中で、まず、ちゃぼランド西郷、キョロロン村の、西郷村が西郷観光に出したお金、これは返してもらえるのかという、そこばかりが強調されて、誰がこれの責任を取るんですかという話が大部分出ていたんですけども、跡地利用についての前に、このお金は誰が責任を取って、誰が回収するんですかというお話が出たんですけども、村長、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

この件については、もう解決済みだと私は認識しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、次にいかせていただきます、時間がないので。解決済みということですね。

それで、今、西郷村の跡地、ちゃぼランド西郷とキョロロン村の維持管理費、それにあそこの建物を西郷村が買い取った。そのまま手つかずになっております。新庁舎建設で忙しかったのは分かりますけれども、あそこをきちんと解決しないと、西郷村

は何をやっているんだという話になりますし、依然としてあそこが管理費がかかっております。

また、私たちが12月にあそこを改めて視察しましたら、あそこに盗賊というか、ガラスを割って侵入した人たちがいるんですね。村の担当課に聞きましたら、5回ぐらいもう入っていると。中がめちゃくちゃになって、銅線やら水道の蛇口なりが盗まれて、私たちも行ってびっくりしたんですけれども、めちゃくちゃになっておりました。

それを踏まえまして、早急にその跡地を何とかしてもらわないと、建った建物も資産価値があの状態だと半減以下になっていきますし、もしかしたら産業廃棄物になって、逆に取り壊しとかなりましたら、3億、5億の金がかかるんじゃないかなと思っておりますけれども、あの跡地をこれからどのようなスケジュールとするのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

跡地利用ということでありまして、エリア全体の利活用に関しましては、当初の方針のとおり、森林スポーツ公園をベースとして整備を進めていきたいと考えております。

既存の散策路やきびたきの森トレーニングコース、キャンプ場などを生かしながら、コンセプトといたしましては、家族連れなどがピクニックができる場所、安心して散歩ができる散策路、アウトドア愛好者向けの活動拠点、自然学習や環境教育ができる場所等を掲げ、季節のイベントや体験などをさせながら、多様な利用者の憩いの場として整備を段階的に進めていきたいと考えております。

施設等の活用につきましては、民間資本の導入をベースに、声掛けを継続しつつ、施設の新設、改修、修繕、除去等に関する国・県の補助金等の採択可能性について調査を行い、持続可能な形で活用を目指してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、前段階のほう、家族のピクニックとかトレーニングコースとかありますけれども、これどのぐらいの時期につくるのか。まだ今話した段階では計画も入っていないんでしょうけれども、どのぐらいにこれを実現させるのか、大体の期日か、日にちとかいうか、あれでいいんですけれども、教えていただけないでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 秋には八十里越が開通しますので、ますます国道289号線の交通量が増えますし、あそこは観光としても人口交流の一番の、村としては期待できる場所と認識しております。

それらも踏まえて、できるだけ早い時期に森林スポーツ公園としての成果を出したいと考えておりますけれども、まだ民間の参入なんかも含めまして、今いつまでということではできませんけれども、できるだけ早い時期にあそこを森林公園のスポーツ公

園として整備していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そうしか言いようがないと思うんですけども、あそこも閉鎖してからもう5年、6年以上たっております。その間、経費もかかっております。また、あのままにしておく、次の段階になりますけれども、その建物、私たちが12月に見てきましたが、相当傷んでいます。中はめちゃくちゃですから、あれを直すといっても時間とお金がかかるとお思います。何を生かして何を捨てるのか、壊すのかははっきりしないと、あそこのコストというか、取り壊すだけでも相当なお金がかかるとお思いますよ。

民間にという話も今しましたけれども、あの状態ではどの民間も、年間1,000万円、2,000万円、誰かやれと言っても、手を挙げる事業所はないと思うんですけども、もう一度聞きたいんですけども、あの建物は壊すのか、再利用するのか、本当に民間に活用してもらうのか、もう一回その辺についてお伺いしたいとお思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

休止してから、令和2年ですから、もう6年以上たちました。そんな中で、当初ありましたよね、あそこ、壊すのには十数億円かかるということで、しからばどうするかということで、まずは土地を買いましょうということで、土地を買うことによって、今度は村のペースで何とかあそこに光をともらいたいという思いで進めてきたところがあります。確かに建物も老朽化しております。ですから、使えるものは使える、あるいは、目障りという業者もいますね、かえってないほうがいいという業者もありますし、いろいろなことを検討しながら進めていかなければならないと思っております。

いずれにしても、スケジュールの話が出ましたけれども、あのような形では置けないものですから、できるだけ早い時期に整備していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 1つだけ最後に聞きます。ちゃぽランド、あれはどうするんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

使うのか、廃棄するか、非常に難しい判断でありますけれども、まずは民間の人に見ていただいて、もし使えるならば使うし、難しいなと私も思うんですけども、その時点で判断をしていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そうですね、苦しいですね。私も、現状を見ていただければ、民間の企業に見ていただければ、もう無理だなとは私も思います。

時間がないので、次にいかせていただきます。

②番目、新庁舎の総額とランニングコストについてお伺いいたします。

ということで、新庁舎が間もなく開庁なされますが、村民の皆様も、外枠がもう取り外されて、大分形が見えてきたので、すごい建物だと。私たちもつい1週間、2週間前に中を見させていただきましたが、本当に素晴らしい立派な建物ができました。

しかし、立派なものには金がつくんですね。スライド条項なんのといってお金が幾らかかるんだという話になって、建物だけで46億かかるとかなんか言いましたけれども、今回大体終わりましたので、総額幾らかかるかということが皆様気になっていると思うんです。この総額幾らになったのか、まずお聞きいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

総額は58億3,494万6,000円となっております。内訳としましては、庁舎本体工事が47億2,890万円、造成工事及び防災備蓄倉庫等で6億6,088万4,000円、設計等の業務委託費が2億669万8,000円、家具及び什器類が2億3,846万4,000円となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ここには解体費とか、あと情報設備移設費、書類等移転費用とかは、ここには含まれていないということなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

情報設備費等は別途となります。議員の聞き取りのときに、現在までの建設費のみということでしたので、この本庁舎の解体の費用は含んでおりません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 金の費用は分かりました。

それで、財源内訳なんですけれども、公共施設等適正管理推進事業債として、前回は30億円を見込んでいましたが、今回、幾らになったんでしょうか。借入れは地方債、それと緊急防災・減災事業債もございしますが、その辺についてお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 11番鈴木議員の質問にお答えいたします。

公共施設等適正管理推進事業債につきましては、3年借入れから7年借入れ合計で26億2,520万円となっております。防災備蓄倉庫に絡みます緊急防災・減災事業債につきましては、令和5年度と令和6年度に借入れを実行しまして、2,230万円となっております。合わせまして26億4,750万の借入れとなっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これの借入れ条件、これは前回と同じでよろしかったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 11番鈴木議員の質問にお答えいたします。

借入れ条件につきましては、固定金利の据置5年、30年期間の元利均等方式の償還方式で借入れを実行しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ固定で1.9%となっていますけれども、打合せの段階で大分変わったということなんですけれども、変わった理由と、何%に変わったのか、また30年返済でどのぐらい利息がつくのか、その辺についてもお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） お答えいたします。

金利の上昇につきましては、まず、令和3年新庁舎整備事業の基本設計着手時の国債30年金利が0.8%でした。それが令和4年につきましては1.1%、令和5年につきましては1.6%、令和6年につきましては2.2%、令和7年につきましては、昨今の円高、物価高、金利上昇の影響で3.2%となっております。

公共施設整備事業債の令和3年から7年の借入れ26億2,520万円の借入れにつきまして、計算上、利子30年分で13億1,657万6,855円となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そういうことでございます。なるべくこれはもう、100年もつんじゃないかなと思いますので、大事に使っていただきたいと思います。

58億3,494万6,000円、それにプラス、30年償還で13億1,000万がそこに上乘せされるということが今回の建物でございます。その辺を皆様にも理解していただいて、大事に使っていただきたいなと思います。

それで、皆様、大きく造っていただいたのは分かるんですけども、もしかしたら、あれだけ大きいんだから、今までの庁舎より相当、電気代、もろもろについてランニングコストがかかるんじゃないか、経費がかかるんじゃないんですかという話なんですけれども、これ聞きましたら、ZEBというエネルギー削減効果というあれを使っているんで、それほどかからないという話を聞きました。

ただ、これによってどのぐらい削減されるのかと、以前と今回の庁舎、ランニングコストはどのぐらいかかるのか。まだ、話によりますと、使っていないので、正確な数字は出ないとしかられたんですけども、大体の設計段階での試算で構いませんので、その辺について、ZEBのエネルギー削減効果についてと併せてご説明できますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

まず、ランニングコストでございますが、供用開始前であるため、実際の利用状況等が確定しておりませんので、全てのランニングコストを計算することは難しい状況

にございます。

そのため、現時点では、比較可能な項目としまして、主に電気料金、上下水道料金、ガス料金等の光熱水費を対象に試算しております。設計段階における光熱水費の試算は、電気代は年間当たり約629万3,000円、ガス代は約8万7,000円、上下水道料金は約152万5,000円の合計で約790万5,000円と試算しています。これはあくまで試算でございまして、使用状況、エネルギー単価、気象条件、設備の稼働状況により変動する可能性がございます。

現在の現庁舎及び保健センター、文化センターが今度は集約されますので、3施設合計のランニングコストと比較いたしますと、同項目に係る費用は、令和6年度の実績ですと、電気料金が1,538万8,266円、上下水道料金が149万3,074円、ガス料金が53万7,451円の合計で1,741万8,791円となっております。新庁舎の運用がまだ始まっておりませんので、単純に比較することはできませんが、既設施設よりもコストは削減するものではないかと思っております。

次に、ZEBに関してですが、ZEBはいくつかの段階がございまして、今回の新庁舎はニアリーZEBというものに該当しております。ニアリーZEBは、まず建物の断熱性能の向上や高効率設備の導入などにより、大幅な省エネルギー化を図り、さらに太陽光など再生可能エネルギーを活用することで、基準となる建物と比較して一次エネルギー消費量をおおむね75%以上削減することを目標とする建物となっております。

新庁舎におきましても、基準となる建物と比較して約75%程度の一次エネルギー消費量の削減が見込まれております。金額にしますと、光熱費の削減にしましては、施設の運用状況などにより変動いたしますが、一般的には、従来の同規模の公共施設と比較しまして、おおむね30%程度の削減効果が見込まれるというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

それで、ランニングコストも相当節約したということが分かったので、村民の皆様も、大きいからお金がいっぱいかかるんじゃないかというのを払拭されたと思うので、安心したと思います。

それでは、3番目に、温泉の利活用について伺いますということで、私はもう温泉が出たわいと思って、村民の皆様にもうすぐ温泉施設ができますからねと言っちゃいました。これ私、先走りであったんですけども、60度の温泉が出たという時点で、もう次の段階に入るんだろうと思いましたが、今、午前中に同僚議員の話を聞きましたら、どうやらそこまでまだ喜べない状況であるということでございました。

それで、もうちょっと詳しく、今どういう状況になっているか、午前中に引き続き説明していただきたいんですけども、今、お湯というか、水量はどのぐらいなのか、今掃除をしているということはどういうことなのか、もうちょっと詳しく現在の状況

についてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

午前中にも説明はいたしました。現在作業している段階で、清水置換及びエアリフト工という作業を実施しているところでございます。

出ています液体と申しますか、物体と申しますか、温泉の定義に該当する25度以上の水、もしくは鉱物成分が一定以上含まれている水かどうかは、揚湯試験をやってみないと分からないということで、現在出ているものが温泉かどうかというのはまだ不明ですので、それが確認でき次第、報告いたしますということで、量についても、温度についても、まだ不明ということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これから、もしもの話なんですけれども、もしもの話はしてもしようがないですね。出なかったら村長が責任を取るというのは議会で言っていたので、それだけは頭の記憶にあるんですけれども、これいつまでに分かりますか。3月末で分からないということなんですけれども、業者との話で、どのぐらいだったらその内容について分かるというのがあったら教えてください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

現時点では、孔内水の濁度及び色度が十分に低下しておらず、揚湯試験に必要な水質条件を満たすまでに要する時間の見通しが立ちにくい状況でございます。このため、終了時期を断定して申し上げることは困難であります。清水置換及びエアリフト工を継続し、改善が確認でき次第、速やかに揚湯試験を進めてまいります。

また、先ほども言ったんですが、こうした状況を踏まえまして、やぐらの解体など片づけまで確実に工事を完了させるため、繰越明許費を設定させていただきまして、工期を延伸したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） しつこいようで、もう一つだけ質問させてください。

なぜ量とか温度がそんなに時間がかかるのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 先ほどの繰り返しになってしまうんですが、出ているものの濁度と色度がありまして、揚湯試験ができない。基本的に揚湯試験をやって、温度とか、成分とか、そういったものが判定できるということになりますので、まだその段階までいっていないというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その言っている意味が分からない。濁度って何なの。濁り。

すみません、これね、村を歩いていますと、非常に興味を持っていることなんです。村民の方々、特にご高齢の方が、俺はほかに行って風呂に入っているという方がいっぱいいて、いつ造ってくれるんだよ、村長、という話で、それは村長にお聞きくださいと言っていたんですけども、村長にお聞きになったか分からないんですけども、非常に興味を持っているんですよ。今日の話を知っている人もいますし、私の今日の質問で答えを言いに行かなければならない人もいます。

ですから、お湯の量ぐらいはわかりますよね、どのぐらいの量が今。それ教えてください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 繰り返しになりますが、量とか温度とかそういったものは湯温試験をやらないといけませんので、その試験にいくまでの作業を、まだ作業しているということなので、はっきり分かりませんということです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。分かったらすぐにでもお知らせください。

次にまいります。

次は、これも全員協議会でお聞きして、きょとんとしたんですけども、西郷村の今やっている農産物直売所、まるごと西郷館が今回の予算に入っていると思うんですけども、増改築を行うということなんですけれども、以前、村長は、私たちには道の駅は造らないと。総合運動公園も造らないとおっしゃいました。なぜおっしゃったかは忘れちゃったんですけども、ここの新庁舎に大分お金がかかったので、造るのを後回しというか、遅らせるのかなと思ったんですけども、まるごと西郷館の増設改築工事で今の面積、前の面積が480平米、増築が577平米、既存のやつ以上のやつを今度建てるんですよ。

これ、以前も私、全員協議会で言ったんですけども、道の駅と、このまるごと西郷館、道の駅と呼べないんですか。道の駅と農産物直売所、違いは何ですかという質問をしたんですけども、これについて、再質問でございます。道の駅と直売所の違い、これについてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道の駅と直売所の違いは何かというご質問でございますけれども、道の駅につきましては、道路利用者のための24時間利用可能な駐車場、また、トイレの休憩機能と道路状況や地域の状況など情報発信機能があり、また、地元特産品の販売等、地域振興施設、地域連携機能が一体となった道路施設となりまして、国土交通省に登録される必要があります、認知度の向上につきましても、マップやドライブナビゲーションシステム等に掲載され、容易に立ち寄ることができやすくなるというような施設となっております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま11番鈴木勝久君の一般質問の途中でありますが、午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、道の駅について、トイレとか、情報発信場所とか、いろいろあったんですけども、本来の目的がこのまると西郷館なんですよ、直売所。ですから、その前に言わなきゃならないことがあったんです、一番大事なこと。

村長は道の駅をやめるとおっしゃったのに、だから、ここで道の駅と直売所の違いという話が出ちゃっておかしくなったんですけども、順番が。設備と、情報発信はしていないと思うんですけども、ただ、今回の構想に載っているやつは、どう見ても、ほかの道の駅と比べても、広さ、内容、遜色ないし、まず村長は道の駅、もう道の駅と言いませんけれども、直売所を増改築したのはどういうことかということなんですよ。道の駅をやめるとおっしゃったにもかかわらず、倍以上の広さにまると西郷館を増改築した。その理由をお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 答えいたします。

昨年、全員協議会において、私のほうから、道の駅の整備認定は一旦休止したいということをお話ししたところであります。道の駅整備につきましては、直売所出荷者や関係者等で構成する道の駅出荷者等準備推進委員会を組織し、様々なご意見をいただいたところでございます。

その中で、大きな課題となったのが、用地の拡張についてでございます。道の駅の認定に当たっては、道路施設というくくりとなり、ドライバーの休憩所、道路情報や観光情報等の発信機能、24時間誰でも利用できるトイレの整備が必須となります。

現在は、単に直売所の運営にとどまっておりますが、休日や行楽シーズンは駐車場の数が足りなくなっており、道の駅の看板を掲げますと、駐車場の台数が圧倒的に足りなくなる事態が想定されます。さらなる渋滞を発生させてしまいますので、私としては、委員会の具申の内容を踏まえ、まると西郷館の道の駅化を急ぐのではなく、用地拡張等の課題にまず取り組まなければならないと考えているところでございます。そのため、道の駅整備認定は一旦休止したところでございます。

今回の整備は、まると西郷館の売上げ、出荷者数や来館者数も順調に推移してきており、現状、売場面積が不足していることや、飲食ブース、バックヤード、事務所の狭さなど、課題がたくさん出ており、増改築を行っていくものであります。

さらには、防災機能面でまると西郷館を重要な連携施設として位置づけ、庁舎周辺を中心に、安全で便利な生活を支える拠点の形成を推進していきたいと考えており

ます。

現時点、私といたしましては、用地拡張等のめどが立ちましたらば、道の駅化を再開したいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この直売所、まるごと西郷館、当初目的は何だったんでしょうか。それで、大分売上げと交流人口が大幅に増えたということですが、もともとこの直売所を造った目的は何だったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初の直売所の整備の目的は何なんですかというご質問でございますけれども、農業者等に農産物等の販売の場を提供することにより、村民に新鮮で安全な農産物等を供給し、農業の振興と高齢者の生きがい活動の支援を図るため設置するものでありまして、西郷村産品のブランド力の向上、女性やシニア世代の活躍の場の提供による地域活力の創出と所得の拡大、憩いと交流の場の提供によるにぎわいやつながりの創出を図っていくことを目的としております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それで、道の駅と直売所を、単にその利用目的が違うんですけれども、これ整備にかかる金額、今回、事業費が8億2,000万円ですけれども、そのうち地域未来交付金として4億1,000万円、半分が国からの補助金で、補助率は2分の1ということなんですけれども、これを例えば道の駅にした場合は、補助金はもっと頂けるのか、その辺についてお伺いいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

整備に関する補助金ということで、道の駅にした場合はもっと補助金がもらえるのかというようなご質問でございますけれども、施設整備につきましては、道の駅等に活用できる補助金、いろいろな関係省庁がたくさんございまして、設備につきましては国土交通省の社会資本整備総合交付金、こちらは補助対象経費の2分の1や農林水産省の農山漁村振興交付金、こちらも補助率2分の1等、いろいろと活用できる補助金がそれぞれございますが、これらにつきましては一部事業の対象とならない部分や限度額等もございまして、今回使わせていただく交付金でございますが、条件や補助金等の最大値が見込まれておりまして、また内閣府の地域未来交付金を活用するということでございますが、この交付金につきましては、設計や施工管理業務、また備品等の購入につきましても対象経費となっております。補助率が2分の1で上限が10億円という、ほかの交付金に比べるとかなり使いやすく、有利であると考えたため、こちらの交付金を使わせていただくこととしております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 国土交通省とか農林水産省からも補助金を頂けるとあったんで

すけれども、今回補助を申請して頂きますよね、地域未来交付金。この後、道の駅にしたいといっても、その補助金は生かされるのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道の駅化をする際に当たりましては、またそのときの情勢に応じて、最適な補助金を見つけて申請をしたいというようなことで、現時点では、道の駅化するときには単独型ではなく併設型ということで、国や県などの補助金を探していきたいと考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それはそれで終わります。

この直売所における品物の割合です。村産品。どうも村外からの出品が結構あると皆様に伺っておりますけれども、村内の出品者と村外の出品者、品数で言うのか、売上げで言うのか分かりませんが、どのぐらいの割合になっているか、その辺お示してください。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まるごと西郷館におきましては、西郷村の出荷者の売上げで見ますと、全体のおよそ5割が西郷村産の商品となっております。また、農産物の出荷販売で見ますと、およそ6割が西郷村産となっております。なお、果物等の出荷につきましては村外の出荷者が多く、野菜等の出荷につきましては西郷村の産品が多いというような傾向にございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その辺が皆様、危惧している、西郷で管理していて、西郷の税金も少しそこに注いでいるわけですがけれども、この割合を改めていくというお考えは、組合の中ではどうなんでしょうか。作付面積を増やすとか、数を増やすとか、そういうお話はなさっているのか。また、特産品まではいかないですがけれども、割合を増やすという努力は今後なさるのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷村の商品を増やせるのかという話でございますが、当然ながら、西郷村の方に有利に出荷をしていただきたいという考えの下、行っております、その中で、手数料に差を設けたりとか、いろいろやっているわけでございますが、どうしても果物等の出荷について見ると、やはり単価なんかも果物等は高いというようなところもございまして、西郷村ではなかなか果物等を生産している販売農家も少ないという現状もございまして、それが課題になっているわけでございますが、今後その辺の課題を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 農業育成に関しても、あの施設は大変有効に活用されていると

思いますので、なお一層の……、1つだけ聞いていいですか、これ通告していないんですけれども、5年前の農業センサスで、農業人口、どのぐらいの推移があったか。その辺をお聞かせできますか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

正確な数値は持っていないので、お答えするのがなかなか難しいんですが、5年前、10年前のデータかもしれないんですが、農業者数だと600人ぐらいいたところが、現在だとその約半分ぐらい、350とか、そういう流れになっていたかというような記憶で、記憶で申し上げて申し訳ないんですが、そういう形だと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 農業は基幹産業でございますので、村長にお願いでございますが、もうちょっといろいろな面で農業振興に力を入れていただいて、特産品等々を作ってくださいようにご努力願います。

米を少し買っているぐらいでは農業振興にはなりません。育ち盛りのお子様にするというのは大変いい政策ではありますけれども、あのぐらいでは何の政策にもなりませんので、もっとしっかりと、国がしない分、細かく意見を吸い取りながらやっていただいて、西郷村も、ほかの矢吹町とか中島村に負けないぐらい頑張っていたきたいなど。何でも一番が取れるように頑張っていたきたい。それは終わります。

続きまして、望ましい教育環境のあり方に関する基本構想についてでございます。

今年になって初めての、西郷村議会基本条例ができて初めての意見交換会をさせていただいたんですけれども、その手始めとして、今、問題適正化、望ましい教育環境の在り方について、お話と意見交換会を教育委員会となさったんですけれども、その中でいろいろ資料も、この厚さだと相当、150ページぐらいある厚さにまとまって、非常に内容の濃いものが提示されました。その中で、最初のさわり、二、三ページだけを今回は質問のテーマにしました。

まず最初の、質の高い望ましい教育環境を提供するため、西郷村は基本構想とランドデザインを策定することにしたということなんですけれども、この基本構想とランドデザイン、これについて説明願いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 11番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

質の高い望ましい教育環境を提供するために基本構想とランドデザインを策定するというご質問でございますが、教育委員会では以前から、学校適正化ということについては随分長い間、検討されてまいりました。

そこで、ここ近年、少子高齢化に伴い、児童・生徒数の減少が顕著に続いてきているということ。また、建築から50年程度経過する校舎もあるということもあって、老朽化問題が大きくクローズアップされているところでございます。

そうした状況に対応するため、令和4年度の学校適正化検討委員会におきまして、慎重に検討していただいたところ、1つの提言を頂いたところでございます。その提

言は、今後10年から20年、できるだけ早い時期に、小学校を3校に、それから中学校を1校にというふうな再編をしていくことが望ましいだろうというふうな提言を頂きました。

そのことを受けまして、教育委員会といたしましても、非常にこの提言を重く受け止めまして、子どもたちにとって真に望ましい教育環境とはどういうものだろうかということを優先に検討を進めてまいりました。ここ令和6年、7年の2年をかけて、ワークショップ、そしてアンケート等を行ってまいりました。広く村民や子どもたち、保護者、先生方のご意見等をお伺いしながら、それらを踏まえて、基本構想と、それから、具体的な将来像を描くランドデザインというものを定めまして、現在、パブリックコメントを募集している段階でございます。今後、方針としてまとめまして、村長のほうに提出していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 学校適正化委員会からの提言を頂いたということです。

その適正化委員会が、2023年、令和5年度、第3回、第4回と検討委員会からの意見が提出されておりますが、その中で、学校適正化に向けた議論の経過について、学校適正化委員会が述べておられることについて質問します。

まず、学校適正化の方針と必要性の検討についてということなんですけれども、その中でどのような方針と必要性を検討されたか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

学校規模適正化の方針と必要性の検討についてでございます。

学校規模適正化の方針と必要性の検討についてでございますが、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化、さらには社会情勢や財政状況の変容といった課題に直面する中、教育委員会として、本村の将来を担う子どもたちの教育環境について、将来像を示すことが必要であると考えていました。将来にわたり持続可能で質の高い教育環境の確保、実現を目指し、今後10年から20年を見据えた学校の適正配置について、委員会において検討を行っていただいたものでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 2番について、これも簡単に説明してください。

学校ごとにおける現状と課題の共有とありますが、どのような内容を共有しているのか、その件を簡単にお示してください。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

学校ごとにおける現状と課題の共有についてでございますが、これは令和5年5月25日に開催いたしました西郷村学校適正化配置検討委員会における議題でございます。当日は事務局より、各小・中学校の児童・生徒数の推移と将来推計をはじめ、校舎・屋内運動場の築年数に基づく老朽化状況の評価、さらに学校の維持管理等に係る

教育コストについて、資料を提示し、説明を申し上げました。

このほか、委員の皆様からは、施設の老朽化や教室の狭さといったハード面の課題や、学校の立地条件、通学時間や通学方法の安全性確保など、多角的な視点から各学校の抱える課題について意見交換をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 3番もやろうと思ったんですけども、難しいので、私のほうからもお話しさせてください。

学校規模適正化の推進は、2007年に財務制度等審議会の建議において初めて提言されました。この提言は、財務省が同年行った予算執行調査、学校規模の最適化に関する調査の結果が根拠となっており、規模の再編により教育環境の改善や財政効率化が確認されたとして、学校統合のメリットを強調している。これは文科省が始めたんじゃないで、財務省が財政効率化の面で推奨しているというのがまず最初に書かれております。

それで、学校教育課長も勉強されていると思うんですけども、1980年から90年にかけて、日本が高度成長で都市に集中して、それが都市部はでかくなり地方が過疎になっていって、それが1990年代に行われ、統廃合が急激に増加したというのが、まず、1990年に2万4,585校だったのが、2024年には1,856校に減少した。一方で、こうした現状の統廃合には多くの問題が指摘されています。

学校教育の充実よりも逼迫する財政負担の軽減を目的に学校の整理を図ろうとする行政の意向。2に、統廃合に積極的な行政が統廃合を発意し、消極的・否定的な地域の説得を行うなど、行政主導により一方的に進められる統廃合の決定、準備プロセス。3に、小規模校のデメリットと標準規模のメリットだけが強調され、統廃合後にどのような学校をつくるかという議論が希薄なこと。ですから、これは子ども中心にないということですね。それゆえに、統廃合への合意を地域との議論の最終目標とすること。統廃合が最終目標であって、そこに子どもが置き去りになるという話なんですよ。ハード・ソフトの学校環境が充実する機会として統廃合を位置づけるような考え方や手法の検討がなされないこと。5番目に、廃校に伴う地域拠点の創出と地域コミュニティの衰退。6番目、2011年の段階で標準規模を下回る学校が全国の小学校の48%を占めている現状の下、標準規模の維持を目標とする今日の学校配置計画の非現実性や実現不能性などが取り上げられている。

こうした問題の根底には、これまで多くの実績がある統廃合に関して、その方法や実績を把握し、成果や課題を評価することがなされないままに、単純に学校規模（1つの学校の児童数やクラス）の拡充が目標にされていること、すなわち学校教育を充実させるための手段であるはずの統廃合自体が目的化していること、これらがこの統廃合には潜んでいる。これを頭に入れていただいて、これからの統廃合を考えていただきたいというのが私の結論であります。

現状から見ると、大変、西郷村も問題にする要件があります。統廃合で、私も4校、学区を回らせていただいて、その学区ごとにいろいろな事情で、いろいろなことを学校から教育委員会側に要望することがあります。それがいろいろな立場、立ち位置、地理的条件で違ってまいりました。

言っていることは分かるんですけども、私はここで問題にしているのは、2回、3回の会合でこのような、小学校を3校にするとか、中学校を1校にするとか、この答えを出すのは、ちょっと荒っぽいんじゃないかというのが私の考えです。

この西郷村は、面積だけにしても相当広いんですよ。ほかの町村、市はまずあり得ないでしょうけれども、町村からしても非常に広いのに、中学校はまだ3クラスぐらいつ残っている状態で、急に統廃合の話が出てしまう。もっと事前に調査しなければならないし、ここで言っている小規模校の……、何だっけな、まあいいや、それを優先しない。だからいろいろな、統廃合に至るまでにいろいろな政策を打っていかなければならない。そういう仕事もせずに、一気に2回の会合、全ては4回ですけども、この2回、3回の会合だけで学校適正化委員会がこの答えを出すというのは、荒っぽいというか、乱暴じゃないかなと私は思っています。

ですから、村長に、決断出すのは、どこで出すかは分かりませんが、もうちょっと丁寧に、村民の意見なり、議会の意見なりを聞きながら、この答え、提言ですから構いませんけれども、村長にはもうちょっと時間をかけて、この内容を吟味した上での答えを出していただきたいと思うんですけども、村長、この時間的配分、どのぐらいでこういう答えを出すのか、その辺をお聞きして今日は終わりたいと思うんですけども、いかがですか。

時間的な、再編にしても、どの辺の時間帯でやるのか、その答えだけ聞きたいんですよ。みんな懇談会するとき、中学校を1つにするといったとき、いつするんだと。あと、どこにするんだというのが話題になっちゃったんですよ。だから、この適正化のほうじゃなくて、小学校、中学校をどこに持っていくんだとか、その話のほうが先行した嫌いがあるんですよ。だから、その辺について、お話もう終わっちゃったんですけども、そこだけちゃんと説明していただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 時間が過ぎちゃったんですけども、今お話しありました、2、3回の会合で荒っぽいとか、いろいろありましたけれども、私、今回、基本構想、ランドデザインを重く受け止めております。

今後とも丁寧に説明しながら進めていく。時間的なことはまだその先になりますけれども、私がいつも考えることは、いかなる理由があろうとも、未来の可能性そのものである子どもたちを犠牲にしてはならない。私たちは往々にして、地域を守る、伝統を維持するという言葉を使いますが、しかし、その守るべき地域の姿が、もし子どもたちの学びや選択肢を狭めたり、多様な刺激から遠ざけたりする地域社会が大切であることは言うまでもありませんが、大人の郷愁や現在の地域の都合によって

子どもたちの将来の可能性を奪うことは決して許されないと考えております。そのことを頭に入れながら、慎重に、丁寧にスケジュールを組んでやっていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 時間でありますので、11番鈴木勝久君の一般質問は終了といたします。

次に、通告第4、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇ 1 2 番 藤田節夫君

1. 子育て支援について
2. 地球温暖化対策について

○ 1 2 番（藤田節夫君） 1 2 番藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくをお願いします。

通告の1つ目として、子育て支援について伺いますということであります。

子育て支援の1つ目として、子ども・子育て支援金について伺います。

令和6年6月に子ども・子育て支援法の改正が自民党と公明党の賛成多数で可決され、子ども・子育て支援基金制度が創設されました。少子化対策の加速化プランの財源について、当時の岸田首相は、実質負担はないと繰り返し答弁してきましたが、実際は、全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乘せして徴収が始まります。税でも保険料でもない新たな負担を国民に押しつける制度となっております。

子育て支援をするなら、国保負担で対応すべきです。公的医療保険の目的から大きく逸脱しております。子ども・子育て支援金は医療保険と併せて徴収するため、実際は加入する保険制度や所得によって金額が異なるなど、村民にとっては理解し難い中身になっています。今年の4月分から徴収するというので、子細について伺っていきます。

はじめに、4月分から徴収することになってはいますが、村民の方々には周知広報してきたのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えします。

村民の方々に周知広報をしてきたのかというお伺いですが、現在のところ、子ども・子育て支援金制度の広報につきましては、行ってきておりません。

○議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。

○ 1 2 番（藤田節夫君） 今年4月から徴収するというので、これまで広報してこなかったということなんですけれども、今後、村民に対してはどのような周知の仕方をするのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えします。

4月分からということですが、実際は、国民健康保険税につきましては7月、後期高齢者医療保険料等につきましては8月になるかと思えます。

周知が遅くなりましたことは反省しております。概要等につきましては広報できたと反省しております。早急にホームページや広報紙等で広報してまいりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 1 2 番藤田節夫君。

○ 1 2 番（藤田節夫君） 実際には7月、後期高齢者は8月ということですがけれども、いわゆる負担が相当かかる、村民に対しては負担が大きく引き上げられるということで、なぜこれまで周知できなかったのか、原因があればお示してください。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

具体的な国民健康保険等の徴収方法等につきましての情報が今年になってから入ってきたりしたものですから、ただ、概要等につきましては事前に広報できたものと反省しておるところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国からの情報が遅れて入ってきたので、なかなか事前にはできなかったということで、理解をいたします。今後、広報やホームページでやるということなので、理解をしたいと思います。

それで、支援金の中身について伺っていきます。

子ども・子育て支援金は、加入する保険制度や所得によって違うと思いますが、被保険者が負担する支援金は幾らくらいなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

西郷村の国民健康保険の被保険者が負担する金額につきましては現在試算中で、税率も確定していないことから、お答えすることはできませんので、国の試算による平均月額についてお答えをいたします。国民健康保険加入者の支援金額は、1人当たり約200円、1世帯当たり約300円となっております。

また、後期高齢者医療制度の加入者の支援金額は、1人当たり約200円となっております。

会社員等の被用者保険加入者の支援金額は、1人当たり約550円となっておりますが、その半分につきましては企業等が負担するという事となっております。

全制度を平均すると、支援金額は1人当たり約250円という国の試算となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 村民の負担額については現在試算中で、税率も確定していないことで、分からないと。現在答弁されたものは、国の平均の試算を報告されました。

国民健康保険加入者の支援金額は1人当たり200円、1世帯当たり300円となっていて、後期高齢者の支援金は1人当たり200円、被用者保険の支援金は1人当たり550円、これは会社と折半となるんですけれども、この金額は1人当たりの平均額であって、世帯数や所得によって金額に相当程度の幅を持って見る必要があると思われれます。

また、会社員などが加入する被保険者と比べると、国民健康保険では、同じ年収でも、多い人だと2倍以上の負担になると言われていますが、事実なのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

年収の区分ごとに国が作成しました試算値の資料のことでおっしゃっているのかと思いますけれども、その資料におきましては、被用者保険は1人当たりの試算額となっておりますが、国民健康保険は1世帯当たりの試算額となっているものでございます。また、給与所得者と自営業者等では所得の計算も異なりますので、同じ年収の区分であったとしても、単純な比較はできないものと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 単純な比較はできないということですが、国保は低所得者が多いため、所得のある人への負担が重くなります。

こども家庭庁が公表した年収別試算でも、年収200万円の場合、これは2026年度分ですが、被用者保険が月192円に対して、国保は400円と2倍以上の負担になります。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について、どのような計算で算定するのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

従来の国民健康保険税と同様に、1人当たりにかかります均等割額、1世帯当たりにかかります平等割額、所得金額に応じてかかります所得割額の合計で子ども・子育て支援金額も算定する仕組みとなっております。ですので、世帯人数が増えると均等割額、所得があれば所得割額が増えるということになります。

後期高齢者医療保険につきましては、1人当たりに係る均等割と所得割額の合計で支援金額を算定するということになっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） そうすると、今後の保険料については、医療分ですか、それと後期高齢者医療負担分、それに介護納付金分でしたが、4月からは、そこに子育て支援金分が加算された保険税を支払うことになるのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

ご質問でおっしゃいましたとおり、国民健康保険税の算定につきましては、医療分、いわゆる基礎賦課分と後期高齢者医療の支援金分、あと介護保険料納付金分、そして新たに子ども・子育て支援金の納付金分ということで加わるということになります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次に、子ども・子育て支援金を賦課するに当たり、限度額の設定はどうなるのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

賦課限度額のご質問と思われませんが、国民健康保険税について申し上げます。

国民健康保険税は、地方税法等の改正を待ちまして、その基準に基づきまして条例

で定めることとなっております。今現在、まだ地方税法等の改正が公布されておられませんのであくまで見込みでございますけれども、国保税の子ども・子育て支援金の限度額は3万円となる見込みであるということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国保税にはこれまで低所得者世帯に対しての軽減措置がありました。今後この軽減措置はどうなるのか伺いたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

低所得者世帯等に対しての軽減措置でございますが、今までの医療分、介護保険料分、後期高齢者医療保険料分と同等に、低所得者世帯等に対する軽減が子ども・子育て支援金分にも係るということになっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ということは、7割、5割、2割軽減が応用されるということで、理解をいたしました。

子ども・子育て支援金の支払う期間と、今後増額されていくのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

この子ども・子育て支援金制度につきましては、終期、いわゆる期限は定められておりませんので、制度が廃止されない限り負担するということとなります。

また、国におきましては、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に財源規模を拡大し、子ども・子育て支援施策を充実させていくという方針が示されております。これに伴いまして、子ども・子育て支援金の支援金額につきましても、令和8年度から令和10年度までの3年間をかけて引き上げていくということとされております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 3年間で引き上げるとのことですが、3年間でどのぐらい引き上げるのか、また、令和11年以降の金額はどうなるのか、伺いたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

国が作成しました試算値の資料によりますと、社会保険制度の全制度の平均の1人当たりの平均月額につきましては、令和8年度は250円、令和9年度は350円、令和10年度は450円となっております。令和11年度以降に関しましては、令和10年度までに引上げが完了した後の水準が維持される見込みとなっておりますが、それ以上の情報は現在のところございません。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 現在のところ3年間で国の目標が達成するというところで、令和11年度以降は令和10年度の水準が維持されていくということですが、これからの情勢だったり環境だったりして、これが値上げなくて維持されていくかどうかは保障されているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

令和10年度までで3年度で引上げが完了した後の水準が保障されるかどうかですが、その辺に関しましても、現在のところ、国がはっきり確約したというようなことはございませんので、支援金の額も年度年度ごとに計算をして示されることになるかと思われまますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 大変な負担増になっていくのかなと思います。

次の質問に移ります。

次に、子どもの均等割について伺います。子どもの均等割は国保のみに課せられた制度で、子どもの人数が多い世帯ほど負担が重くなるため、少子化対策に逆行するものと全国市町村会などから批判されていた制度です。私もこれまで何度か子ども均等割を廃止するように質問してきました。

政府はこの批判が高まる中、2022年4月から、就学前までの被保険者の均等割を5割軽減してきました。就学前の均等割軽減では、5割は国が2分の1、県村が4分の1を負担してきましたが、子ども・子育て支援金については、この残された半分ですね、公費が5割で、あとは国民に5割ということに削減してきましたけれども、子ども・子育て支援金で、この納付金はどのようになるのかお伺ひいたします。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の子ども・子育て支援金納付金分の均等割につきましては、18歳未満の被保険者は徴収されません。その分につきましては18歳以上の被保険者で負担するということとされております。よって、子どものいる世帯の子どもの支援金分の均等割はありませんが、子どもの均等割分につきましては、18歳以上の被保険者で補うという形になりますので、子どものいない世帯や、子どものいる世帯の18歳以上の被保険者にその分が加算されるということになります。

なお、就学前の均等割軽減がされた後の18歳未満の均等割分が加算されるということになっておりますので、ご承知をお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今の説明ですと、子どものいる世帯は減額されるが、その分は18歳以上の被保険者に係ってくるということで、またここでも保険料が引き上がるということが予想されるのではないかと思います。

国民健康保険税の医療分、後期支援分について、令和9年度から18歳未満の被保険者の子どもの均等割が5割軽減される方向で国が検討しているとの報道もあるが、

子どもの均等割は軽減されるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 住民生活課長。

○住民生活課長（仁平隆太君） ご質問にお答えいたします。

令和9年度以降の子どもの均等割の取扱いにつきましては、令和9年4月1日から子どもの均等割保険料を公費で5割軽減するという仕組みについて、対象を現在の未就学児から高校生年代までに拡充する方向で、その法改正について今国会に提出する予定であるとの報道があります。今後、国から具体的な方針が示されました場合には、その内容を踏まえまして、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ただいま検討中なんですよね、これも、国でね。国保新聞などを見ると、令和9年度以降、子ども均等割ですか、これが5割削減するという一方で、その辺は理解しますが、残された5割ですか、これが国保に加算される、被保険者の18歳以上の方々だけですけれども、こういったことには納得ができないのが現実です。

国は、子育て支援の財源負担を放棄して、全ての財源を国民に押しつけることは許されないことです。実質的な独身税ではないか、子育て世帯以外への負担転嫁などの批判が出ています。そもそも子育て支援は社会保障の対象ではなく、公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。

政府は軍事費は際限なく拡大する一方で、社会保障費は負担増と給付削減を押しつけてきています。多くの国民が物価高騰で厳しい生活を強いられている中、月々の負担が増えることは家計にとって軽視できない制度です。このことについて、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ご質問にお答えいたします。

医療保険制度を用いて徴収する理由につきましては、医療保険制度は既に世代間で支え合う仕組みがあり、所得等に応じて広く公平に負担を求めることができることから、その仕組みを活用することが適当であると、国において判断されたものと承知しております。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま12番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時19分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ただいまの村長の答弁ですと、国が適当であるから認めたということでは困るんですけども、決まった制度だから、ある程度、しようがないとしても、国が判断したから全てが許されるものではありません。

そもそも、医療保険に子ども・子育て支援金納付金を上乗せする理由がありません。医療保険は医療や介護を賄うもので、子育て支援金を上乗せ、徴収することは、新たな税金を押しつけるものです。

これまでも高い国保税と批判され、国保税の引下げを求めてきました。子育て支援は重要ですが、国の責任で実施すべきです。村長におかれましては、制度の廃止と、財源を国に求めていくように要請いたしまして、この質問については終わりにしたいと思います。

次に、子育て支援の2つ目として、乳幼児健診について伺います。

はじめに、現在村で実施している乳幼児健診について、年齢と受診率について伺います。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

現在、村で実施している乳幼児健診について、年齢と受診率についてのお尋ねでした。

現在、村で実施している乳幼児健診は、4・5か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査となっております。各年齢の受診率につきましては、令和6年度の実績となります。4・5か月児健康健康診査で100%、1歳6か月児健康診査で98%、3歳児健康診査で94.8%となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 1歳6か月と3歳健診は法で定められている健診ですが、健診されていない方がいると思いますが、指導はしているのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

1歳6か月児健診と3歳児健診の未受診者に対する指導についてのお尋ねでした。

健診検診日当日、やむを得ない理由により受診できない乳幼児につきましては、月齢は外れてしまいますが、次回健診で受診の案内をさせていただいております。また、他の健診と比較し、受診率が若干低い3歳児健診ですが、受診できなかった3歳児につきましては、幼稚園、保育園等を利用している児童については、集団生活の中で巡回訪問による状況確認を行い、そのほか家庭訪問、電話連絡による実態把握の確認を実施しながら、子どもの発達状況を取りこぼさないよう努めております。

なお、健診は子どもの成長と発達を確認する大切な機会でありますので、受診率100%を目指し、切れ目ない支援に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 受診率100%を目指して、切れ目ない支援に努めてまいりたいということですけども、先ほどの令和6年度の受診率を見ますと、3歳児の受診

率が94.8%ということで、今対策をいろいろしていますが、対策しても受けない方が何人かいるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、3歳児の健診につきましては、幼稚園、保育園等を利用している児童については、集団生活の中で巡回訪問による状況確認を行い、そのほか家庭訪問、電話連絡による実態把握の確認を実施しながら、子どもの発達状況を取りこぼさないように努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 質問がちょっと悪かったのかな、100%を目指しているということでしたけれども、先ほどの資料だと94.8%ね、3歳児の健診。これだけ対策を取っても何人かは抜けてしまう人がいるということで理解してよろしいですか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えします。

最終的には受診率100%を目指しておりますので、取りこぼしはございません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これからも100%受診率を目指して頑張っていただきたいと思えます。

こども家庭庁が1か月健診と5歳健診について、予算的な措置も行いながら、これらの健診の実施について、健診体制の整備に努めるように自治体に求めています。1か月健診についての健診方法は原則として個別健診で、5歳児健診については原則集団健診となっており、いずれも子どもの発達や健康状態の早期発見を目的としています。

また、5歳児健診については発達障害、あるいは発達障害の疑いと診断された児童に対して、就学前までに必要な支援につなげることを求めています。

特に現在の取組ですと、3歳児健診後は、入学前までの間、健康診断がなかったため、発達障害などの発見が遅れることになっています。5歳児に健診をすることで早期に発見し、適切な支援や治療をすることで、多くの子どもたちが普通学級で問題なく学ぶことができることもあります。

保護者にとっても、子どもたちにとっても、より安心できる事業だと思いますので、1か月児健診、5歳児健診を実施すべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

1か月児健診、5歳児健診の実施についてのお尋ねでした。

まず、1か月児健診は、出産後からの切れ目のない健康診査の実施体制整備をすることを目的として、生後1か月のときに医療機関で個別に実施していただき、費用につきましては医師会と村が健康診査等契約を締結し、村が負担しております。なお、この事業は令和6年度より実施しております。ちなみに令和6年度の受診率は

100%となっております。

次に、5歳児健診についてですが、現在、村でも、子どもの特性により課題を抱える子どもが増えてきており、子育てに悩みを抱える保護者も増えてきております。村といたしましても、5歳児健診の実施につきましては、集団生活の立ち振る舞いの評価や社会的な発達の状況を把握することが目的であります。子どもの発達の状況把握により、早期発見、早期治療につなげ、早い段階での子ども、保護者へのフォローや支援を行うためにも必要性を感じております。このことから、令和9年度の実施を目標に、医師会との協議、併せてその他関係機関との協議を進めてまいります。

なお、実施までには様々な課題も山積しております。主な課題といたしましては、医師や専門スタッフの確保、就学に向けての教育相談体制の構築などがございます。これらの課題を一つ一つ解消し、実施に向けた体制構築に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 令和9年度の実施を目標に協議を進めているということで、理解をいたしました。

一般的には、5歳頃になると、発達障害やその他の病症が発見しやすい時期と言われております。特に精神発達、言語障害などの検査の重要性が指摘されております。子どもたちの将来に関わることでありますので、早期に実施していただけるよう要請させていただきます。

次に移ります。

健診後に子どもの発達に対する支援が求められた場合、医師をはじめとした健診従事者の確保や、健診後の継続的なサポート支援体制づくりが必要となっておりますが、その具体策は考えているのか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、医師、専門スタッフの確保については、本村ばかりではなく、他の自治体でも苦慮しているところでございます。健診後、子どもの発達に対する支援が求められた場合、療育機関等へのつなぎや健診後の継続的なサポート支援の具体策についてのお尋ねです。

まず、健診後の療育機関の新規受入枠や児童精神科医の医療機関が少ないことから、健診実施後のフォロー体制づくりが課題となってきます。また、児童発達支援事業所の定員が少ないため、事後フォローとしてつなぎたいときにつなげるかという課題もございます。

現在、医師、専門スタッフ確保に向け、村の乳幼児健診に協力をいただいている小児科等の医師に健診についての理解を深めていただき、5歳児健診への協力をお願いしているところでございます。

また、健診後のフォロー体制や受皿確保の課題解消に向け、健診後の継続的なサポート支援体制づくりとして、学校教育課、学校就学前に在園している幼稚園・保育園等々の連携を密にし、情報共有を図りながら、その子どもの個々の特性に応じた支援

体制の構築を図ってまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 一人一人の特性に沿ったきめ細やかな支援が必要となってきました。国立成育医療センターの、この人は副院長の小枝さんは、5歳児健診によって発育障害などの特性に気づき、適切な支援や治療、養育につなげることができれば、多くの子どもたちは通常学級でも問題なく学ぶことができると言っています。いろいろ課題はあると思いますが、早期に実施できるようお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

去る2月15日付の福島民友新聞に郡山市の取組が掲載されていましたが、郡山市では2026年度は、医師をはじめとした健診従事者などの確保を図り、2027年度から5歳児健診をスタートすることが載っていました。村といたしましても、来年度から実施できることは無理とは思いますが、2027年度から実施できるように体制を整えていくべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、令和8年度は、令和9年度の5歳児健診実施を目標に、小児科医師等へ協力依頼、併せてその他関係機関との協議を進めてまいります。

なお、実施までには様々な課題も山積しております。主な課題といたしましては、医師や専門スタッフの確保、就学に向けての教育相談体制の構築などがございます。これらの課題を一つ一つ解消し、実施に向けた体制構築に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） また、郡山市では医療的ケア児の在宅レスパイト事業を来年度から開始すると新聞に載っていました。在宅レスパイト事業は、恒常的な医療サービスを必要とする医療的ケア児に対して、医療的ケアの提供、介助、見守りを行う事業です。介護者や家族にとっては非常に喜ばれている事業です。本村においても実施してはどうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質問にお答えいたします。

医療的ケア児に対する在宅レスパイト事業の実施についてのお尋ねでした。

医療的ケア児の在宅サポート事業ですが、自治体と委託契約を締結した訪問看護事業者の看護師等が、在宅で生活する医療的ケアが必要な児童の家族に代わり介護等を行い、家族の休息時間の確保と介護負担軽減を図るための事業で、県内では令和7年4月から福島市、三春町が事業を開始し、本宮市におきましても同事業を実施しております。

なお、医療的ケア児は、議員おただしのお通り、恒常的な医療サポートを必要とします。このことから、医療的ケアの提供を行うための専門スタッフは、専門的知識、技術が必要となります。

現在、医療機関等につきましても、看護師等の不足により人材確保に苦慮している状況です。この事業を行うには、医療機関との調整が必要となってきます。医療機関も多く専門スタッフの確保が必要となり、この事業を実施することで医療機関の業務が逼迫する可能性もあり、運営維持が困難になってしまう状況を招きかねません。

このことから、医療機関の専門スタッフに影響がない状況を確認し、専門スタッフの確保ができた際には協議していきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ただいま課長の報告でもありましたけれども、福島県内でも本宮市、福島市、三春町ですか、来年度から郡山市も実施すると。これ全国的に見ると相当の自治体がこれを実施しております。

いろいろ大変ではありますが、医療的ケアが必要な児童の家族は大変な思いをして生きていると思います。全ての村民が安心して生活していく上でも、レスパイト事業は大変必要だと思っていますので、早急に検討していただいて、西郷村でも実施するようにお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次の質問は、地球温暖化対策についてお伺いします。

今、地球は気候変動が進行していると言われます。既にこの影響は世界各国で発生しております。海面の上昇や大規模森林火災、記録的な高温、大洪水、干ばつなど、農産物や生態系への影響が観測されています。日本においても豪雨が毎年のように観測史上の記録を塗り替え、各地で深刻な被害を出しています。

今後ますます豪雨や猛暑によるリスクがさらに高まることが予想されます。このような気候変動の要因として挙げられている地球温暖化への対応が世界共通の喫緊の課題となっています。

国は、令和2年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、福島県でも令和3年2月の県議会において知事が、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す福島県2050年カーボンニュートラル宣言をし、これまで様々な事業を展開してきています。村でも、これまでカーボンニュートラル宣言はしてきませんが、西郷村環境基本計画を策定し、二酸化炭素排出削減に取り組んできています。

環境基本計画で、村長は、「自然と共生し 次の世代へ つなぐむら にしごう」を環境像として、先人から受け継いだ美しい自然環境を守り、将来に継承していくためにも、いつまでも「人」と「自然」が輝き続け、笑顔で暮らせるむらづくりの実現を目指していきますと表明しています。このことを実現するためにも、ゼロカーボンシティを宣言すべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 12番藤田節夫議員のご質問にお答えいたします。

ゼロカーボン宣言は、自治体が西暦2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、いわゆるカーボンニュートラルを目指す姿勢を内外に示すものであり、国の方針に沿って地域として脱炭素に取り組む意思を表明するものでございます。現在、

福島県におきましては、宣言に取り組む市町村が増えてきているところでございます。

また、宣言を行う場合には、村において温室効果ガスの削減や再生エネルギーの活用、森林による吸収など、地域としてどのように脱炭素を進めていくかを整備することが前提となっております。

また、宣言に合わせて、村長による意思表示や環境省への報告に加え、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）などの計画を策定し、具体的な行動を明確にしていくことが求められるものでございます。宣言のメリットといたしましては、国や県の支援制度を活用しやすくなること、住民や事業者への周知が進み、地域全体での取組が促進されること。また、村としての姿勢を示すことで、地域イメージの向上につながるなどなどが挙げられるところでございます。

一方で、宣言実施後の取組を着実に進めていくためには、脱炭素分野の専門性の教育や継続する業務量を踏まえ、必要な体制や財源の確保について、検討していく必要があるものと認識してございます。

本村におきましては、環境美化補助金を活用した資源ごみの回収促進や、生ごみ処理機等の購入補助をはじめとする減量機器の補助制度など、日常生活における二酸化炭素排出削減に向けた取組を進めているところでございます。これらの取組は、住民の皆様の協力を得ながら、身近なところから温室効果ガスの削減につなげていくものであり、地域全体での脱炭素の基盤づくりに寄与するものとして認識しております。

こうした身近な取組に加えまして、村全体としての脱炭素の方向性を整理することも重要であると認識しております。現在、西郷村環境基本計画の改定及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を進めておりまして、令和7年度中に西郷村環境審議会から両計画案に対する答申を頂戴する予定でございます。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）におきましては、村内の温室効果ガスの排出量の把握や削減に向けた具体的な取組の方向性を整理しているところでございまして、これらの内容を踏まえ、ゼロカーボン宣言の意義や効果について総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 二酸化炭素排出量を削減するためには、村民、事業者、行政が一体となって取り組まなければなりません。

村の環境基本計画でも言われていますが、多岐にわたる環境問題につきましては、行政だけで解決できるものではなく、村民や事業者の皆様と協働して、それぞれの立場で環境への意識を高め、可能なことは一つ一つ取り組んでいくことが不可欠となりますと書かれております。まさにそのとおりです。

計画書を作成しただけでは、二酸化炭素を削減することは、前に進むことはできません。地球温暖化対策は喫緊の課題です。県においても全庁挙げて取り組んでいます。村でも脱炭素に取り組み、2050年に二酸化炭素の排出ゼロとするゼロカーボンシティ宣言をすべきではないかと思っておりますけれども、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど議員がお話しされましたように、近年、地球温暖化による気候変動は、豪雨災害や猛暑、あるいは酷暑と言われておりますし、農作物の生産に大きな影響を与えております。

これらを踏まえまして、ただいま担当課長から答弁いたしましたとおり、脱炭素の取組につきましては、計画の策定と実行の両面で継続的な対応が求められるものであります。

本村におきましては、現在、西郷村環境基本計画の改定及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を進めており、間もなく環境審議会から両計画案に対する答申を頂く予定であります。これらの計画では、村内の温室効果ガス排出量の把握や削減に向けた取組の方向性を整理しているところであり、まずは村として取り組むべき内容を明確にすることが重要であると認識しております。

また、脱炭素分野は専門性が高く、温室効果ガス排出量の把握や再生可能エネルギーの導入の検討など、一定の知識や経験を必要とする業務が多いことから、実効性のある取組を進めていくためには、必要な体制や、財源の確保について検討していく必要があるものと考えております。

本村におきましては、新庁舎において既にニアリーゼロを取得し、一次エネルギー消費量を75%削減する建物として整備したところであります。こうした取組は、村として脱炭素に向けた具体的な行動を既に進めている一例であり、今後の取組の基盤になるものと考えております。

現時点においては、西郷村環境審議会の答申が出ておりませんので、具体的な時期は未定ですが、今後、村として、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボン宣言を行いたいと考えております。

いずれにいたしましても、未来の子どもたちに健全な環境を引き継ぐことができますよう、自然環境の保全を含め、脱炭素の取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ゼロカーボン宣言を行いたいということで、了解をいたしました。

地方自治体に求められている役割は非常に大きく、二酸化炭素問題を村全体で取り組み、機運を盛り上げる有効な手段となりますので、体制を整えてなるべく早い時期に実施できるように求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 12番、藤田節夫君の一般質問は終わりました。

#### ◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで、議案1件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思っておりますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(真船正晃君) それでは議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

(午後3時10分)

◎再開の宣告

○議長(真船正晃君) 再開いたします。

(午後3時11分)

○議長(真船正晃君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程(議案第42号)

○議長(真船正晃君) それでは、追加提案されました議案1件につきましては、日程第1の次に、追加日程第1、議案第42号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第42号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

(事務局長、議案書により朗読)

○議長(真船正晃君) 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長(真船正晃君) 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長(高橋廣志君) 本日追加提案いたしました議案の対応について、ご説明を申し上げます。

追加提出議案は、議案第42号「令和7年度西郷村一般会計補正予算(第10号)」の1議案でございます。

それでは、議案第42号「令和7年度西郷村一般会計補正予算(第10号)」につきましてご説明申し上げます。

令和7年度西郷村一般会計補正予算(第10号)は、現在施工中の2事業について繰越しを行うものであります。

以上が本日提案の議案の大要でございますが、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(真船正晃君) 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長(真船正晃君) 続いて議案第42号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

(財政課長、議案書により細部説明)

○議長(真船正晃君) 細部説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(真船正晃君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月12日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後4時16分)

